



SDGs 未来都市
富田林
ACT FOR 2030

第3期 富田林市

子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月
富田林市

はじめに

平素より、市政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、国においては、こども施策を総合的に推進していくことを目的に、令和5年4月に「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、同年12月には「こども大綱」の閣議決定など「こどもまんなか社会」を実現していく方向性が示されました。また、令和6年5月には、こども大綱に基づくこども政策の具体的な取り組みを一元的に示す「こどもまんなか実行計画」が策定されるとともに、「子ども・子育て支援法」の改正など、こども本人だけでなく、こどもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。



このような状況のなか、本市では、富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもまんなか応援サポーター宣言を行い、大阪府内では初めてとなる0歳児見守りおむつ定期便やこども誰でも通園制度の試行実施など、先進的な施策を展開しておりますが、さらに子育て世帯等に寄り添った取り組みを進めていくことが重要です。

今後も、人口減少・少子高齢化等による影響が続くと想定されるなか、この「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」に基づき施策を推進することで、妊娠期から出産、子育て期にわたり、途切れることなく必要な支援につなげるとともに、さらにこどもの権利条例を制定することで、市民全体でこどもの権利を理解し尊重する、こども一人ひとりの成長と最善の利益を優先する社会の実現をめざしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、富田林市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様や関係機関・団体の方々から、大変貴重なご意見やご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

富田林市長 吉村 善美

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の対象.....	2
5. 住民の意見の反映と情報公開.....	2
6. 近年の国の動向.....	4
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
1. 人口の推移.....	5
2. 人口構造.....	7
3. 出生の状況.....	8
4. 人口動態（自然動態と社会動態）の推移.....	9
5. 婚姻の状況.....	10
6. 子どものいる世帯の家族形態.....	11
7. 女性の就業状況.....	12
8. ひとり親世帯の状況.....	13
9. 幼稚園、保育所等の利用状況.....	15
10. 小中学校の児童・生徒数と学童クラブ利用人数.....	17
11. その他子どもを取り巻く状況.....	18
第3章 アンケート調査にみる市民ニーズ	19
1. 母親・父親の子育ての役割分担.....	19
2. 子どもをみてもらえる親族・知人の有無.....	20
3. 母親の就労状況.....	21
4. 幼稚園、保育所等の利用意向.....	22
5. 学童クラブの利用意向.....	23
6. ひとり親家庭への支援.....	24
7. 今後、充実を図ってほしい子育て支援施策.....	25
第4章 第2期計画の推進状況	27
子ども・子育て支援の充実.....	27
次世代育成の推進.....	28
子どもの貧困対策計画.....	30
第5章 基本理念と施策体系	31
1. 基本理念.....	31
2. 基本目標.....	32
3. 施策体系.....	34

第6章 量の見込みと確保方策	35
1. 量の見込みの算出にあたって.....	35
2. 就学前教育・保育の量の見込みと確保方策.....	35
3. 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策.....	41
第7章 施策の展開	55
基本目標1. ライフステージに応じた健やかな成育の支援.....	56
主要施策1 妊娠・出産・乳幼児期の支援.....	56
個別施策1 妊娠・出産期の健康づくりの推進	56
個別施策2 乳幼児期の健康づくりの推進	57
個別施策3 療育・発達支援の推進	59
個別施策4 就学前教育・保育の推進	60
個別施策5 地域子ども・子育て支援の推進	61
主要施策2 学童期・青年期の支援.....	63
個別施策6 地域とともに歩む学校教育の推進	63
個別施策7 子ども・若者の居場所づくり	64
個別施策8 青少年健全育成と若者の活躍支援	65
基本目標2. すべての成育過程にわたる多様な支援の推進.....	66
主要施策3 権利擁護と課題を抱える子どもへの支援.....	66
個別施策9 子どもの権利を守る制度の確立	66
個別施策10 要保護児童対策の推進	68
個別施策11 障がいのある子どもへの支援の充実	69
個別施策12 子どもの貧困対策の推進	70
個別施策13 複合課題のある家庭の支援	70
主要施策4 安全・安心な暮らしの確保.....	72
個別施策14 安全・安心なまちづくりの推進	72
個別施策15 安心医療の確保	73
個別施策16 食育の推進	74
基本目標3. 子育て当事者へのきめ細かな支援の推進.....	75
主要施策5 きめ細かな相談支援の推進.....	75
個別施策17 包括的な相談支援の推進	75
個別施策18 経済的負担の軽減	77
主要施策6 子育てにやさしい社会づくり.....	78
個別施策19 仕事と家庭の調和に向けた支援	78
個別施策20 ひとり親家庭への支援の推進	79
個別施策21 快適な生活環境の確保	80

第8章 第2期子どもの貧困対策計画	81
1. 子どもの貧困をめぐる社会背景.....	81
2. 「子どもの生活に関する実態調査」の結果概要.....	81
3. 施策の展開.....	86
4. 子どもの貧困対策に関する指標.....	89
第9章 計画の推進体制	92
1. 子ども・子育て会議の開催.....	92
2. 庁内体制の整備.....	92
3. 地域における取り組みや活動の連携.....	92
4. P D C Aサイクルによる検証.....	92
資 料	93
1. 富田林市子ども・子育て会議条例.....	93
2. 富田林市子ども・子育て会議 委員名簿.....	95
3. 計画策定の経緯.....	96

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援する「次世代育成支援行動計画」を10か年推進したのち、子ども・子育て支援法の制定を受け、平成27年度から、次世代育成支援の内容も包含した「子ども・子育て支援事業計画」を推進し、令和6年度までが「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間となります。

この間、国では、令和元年10月から2歳児までの非課税世帯と3～5歳児への幼児期の教育・保育の無償化や、働き方改革などの政策を進めていますが、令和5年の国の合計特殊出生率は1.20と過去最低を更新するなど、次世代の育成支援は、依然、大きな社会問題となっています。

こうした中、令和4年6月のこども基本法の制定（令和5年4月1日施行）を受け、本市では、令和5年には「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向けた、子ども・子育て支援策の着実な実行をめざしています。

「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」または「第3期計画」と言う。）は、こうした状況をふまえ、保育所・幼稚園、子ども・子育て支援事業などの利用量の見込みとその提供体制の確保方策を定めるとともに、次世代育成支援施策の継承・発展の方向を位置づけるために策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」です。富田林市総合ビジョン及び総合基本計画などの上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、第2期計画に引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」を包含する計画とします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年です。

なお、大阪府において令和7年度を初年度としたこども計画が策定されるとともに、本市においては、こどもの権利に関する条例の制定に向けた取り組みを進めている状況です（令和6年11月時点）。

そのため、本市では、それらを包含したこども基本法に基づく「（仮称）富田林市こども計画」の策定を予定しており、そのこども計画への本計画の編入を令和8年度に予定しています。

◆計画の期間◆

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画					第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画				
					↓ 編入（予定）				
					（仮称）富田林市こども計画				

4. 計画の対象

本計画における「子ども」とは、乳幼児から18歳未満または高等学校卒業までの児童生徒とし、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象とします。

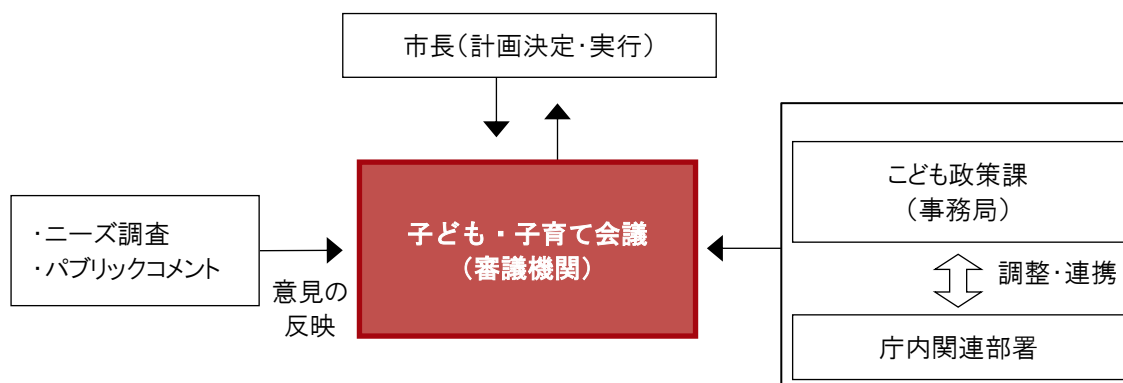
5. 住民の意見の反映と情報公開

本計画は市民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点をふまえて策定しました。

（1）「子ども・子育て会議」の開催

子ども・子育て会議とは、学識経験者や子どもに関わる各種団体の代表、公募の市民などで構成されており、関係者が子ども・子育て支援に関する施策やプロセスなどに直接関わることができるしくみです。このたびの計画策定にあたり、子ども・子育て会議において、第3期計画策定に関する協議・検討を行いました。

◆子ども・子育て会議の位置づけ◆



(2) 「ニーズ調査」の実施

本計画を策定するにあたり、子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望などを把握するため、令和6年3月に、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象とした「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

また、大阪府では、「こどもの貧困」の現状を把握するため、「子どもの生活に関する実態調査」を実施しており、本市においても、大阪府と共同で令和5年7月に小学5年生・中学2年生の児童・生徒とその保護者を対象に調査を行っており、その結果も参考にしました。

◆「子育て支援に関するニーズ調査」の配布・回収の状況◆

対 象	配布数	回収数	回収率	〔参考〕平成31年 調査の回収数
就学前児童の保護者	3,346	1,039	31.1%	1,288
小学生の保護者	1,500	637	42.5%	644

◆「子どもの生活に関する実態調査」の配布・回収の状況◆

対 象	配布数	子どもの 回収数	子どもの 回収率	保護者の 回収数	保護者の 回収率
小学5年生のいる世帯	834	755	90.5%	540	64.7%
中学2年生のいる世帯	800	653	81.6%	452	56.5%
合計	1,634	1,408	86.2%	992	60.7%

(3) パブリックコメントの実施

計画素案を市ウェブサイトなどで公表するパブリックコメント（市民意見公募）を実施し、広く情報公開するとともに、お寄せいただいた市民の意見や要望を計画へ反映するように努めました。

6. 近年の国の動向

平成27年の子ども・子育て新制度の施行以降、相談支援体制の充実を図るための「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」の設置など、様々な制度改革が行われてきました。令和5年のこども基本法の施行を受け、「こども大綱」「こども未来戦略」が策定されるとともに、「市町村こども家庭センター」(※)設置の努力義務化など新たな制度も創設されています。

◆近年の国や社会の動向◆

平成27年	◇子ども・子育て支援法の施行(子ども・子育て新制度の創設、「市町村第1期子ども・子育て支援事業計画」の策定)
平成28年	◇「子供・若者育成支援推進大綱」(第2次)の策定
平成29年	◇改正児童福祉法等の施行 (「市町村母子健康包括支援センター」(平成30年から「市町村子育て世代包括支援センター」)、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の制度化(令和6年に「市町村こども家庭センター」に一本化))
令和元年	◇子ども・子育て支援法改正(幼児教育・保育の無償化の実施、「市町村第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定) ◇成育基本法の施行 ◇「子供の貧困対策に関する大綱」の策定
令和2～4年	◇コロナ禍による幼稚園・保育所等・学校、地域のサービス等への影響
令和3年	◇「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定 (「こどもまんなか社会」の実現をめざす) ◇「子供・若者育成支援推進大綱」(第3次)の策定 ◇成育医療等基本方針の閣議決定
令和5年	◇こども基本法施行、こども家庭庁創設 ◇「こども大綱」の閣議決定 (従来の国の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねた、幅広い子ども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱) ◇「こども未来戦略」の閣議決定 (「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つを柱に重点的に国が進めていく戦略)
令和6年	◇改正児童福祉法等の施行 (「市町村こども家庭センター」「地域子育て相談機関」「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の制度化) ◇国の「こどもまんなか実行計画2024」の策定 ◇子ども・子育て支援法等の一部改正法の施行 (すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充(「こども誰でも通園制度」等)、医療保険者から納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」の創設など) ◇改正子どもの貧困対策法の施行 (現在の貧困の解消だけでなく、将来の貧困を防ぐことをめざすことなど)

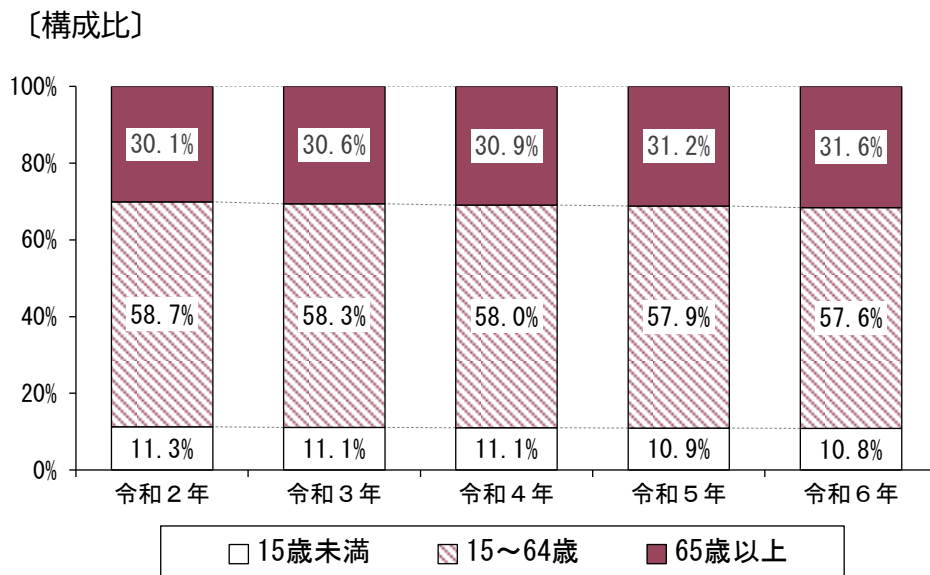
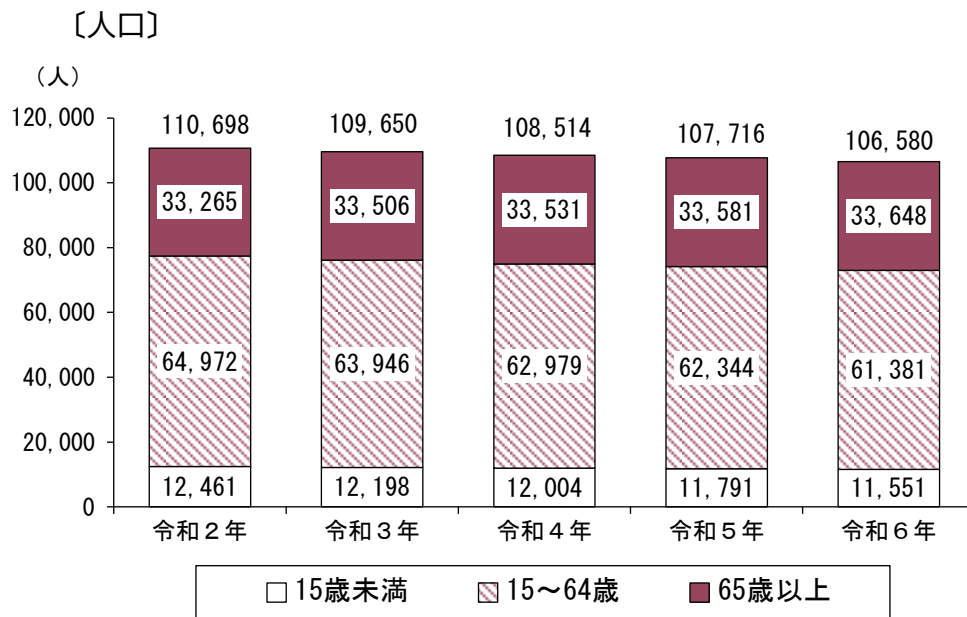
(※) 市町村こども家庭センター：市町村において、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う新たな機関。大阪府内での児童相談所を表す府こども家庭センターとは異なるもの。

第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く状況

1. 人口の推移

令和6年4月現在の本市の総人口は106,580人、年少人口（15歳未満）は11,551人で、年少人口比率は10.8%です。人口、年少人口ともに減少傾向にあり、今後もその傾向は続く予測されます。

◆年齢3区分別人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

住民基本台帳ベースでの、令和11年度までの子どもの人口の推計は、以下のとおりです。過去5年間の1歳階級別・男女別のコーホート変化率の平均値を用いて推計しています。

◆計画期間における子どもの人口の推計◆

	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度
0歳	572	561	549	535	523
1歳	562	603	592	580	564
2歳	658	576	618	607	595
3歳	645	671	588	630	619
4歳	682	658	685	600	642
5歳	762	688	664	692	606
6歳	712	770	694	671	699
7歳	792	720	778	701	678
8歳	791	796	724	782	705
9歳	813	795	800	728	786
10歳	823	813	795	800	728
11歳	847	827	817	799	804
12歳	864	855	836	825	807
13歳	895	872	863	845	833
14歳	918	895	872	863	845
15歳	917	922	899	876	867
16歳	870	917	922	899	876
17歳	969	870	917	922	899

小計

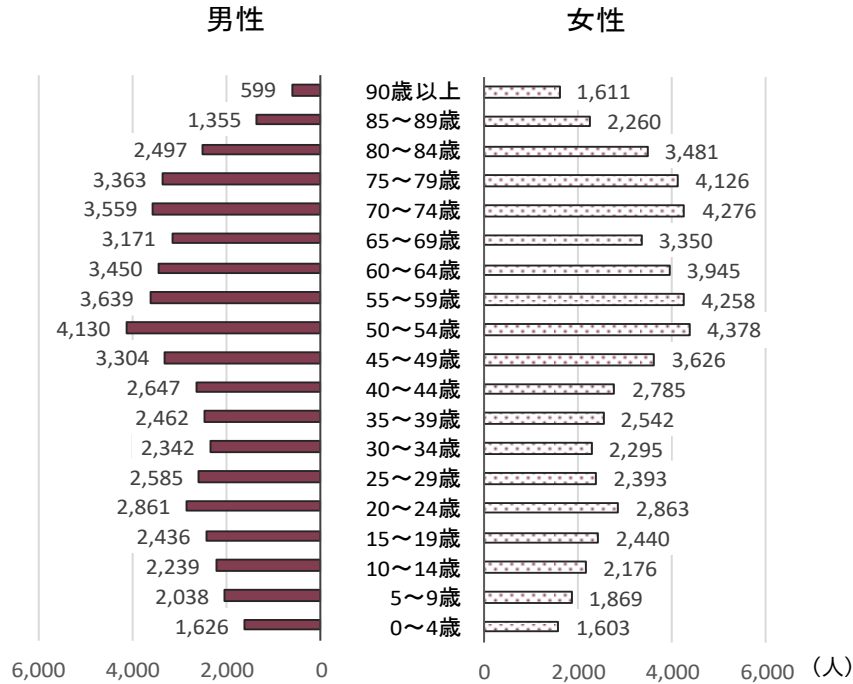
0～2歳	1,792	1,740	1,759	1,722	1,682
0～5歳	3,881	3,757	3,696	3,644	3,549
1～2歳	1,220	1,179	1,210	1,187	1,159
3～5歳	2,089	2,017	1,937	1,922	1,867
6～8歳	2,295	2,286	2,196	2,154	2,082
9～11歳	2,483	2,435	2,412	2,327	2,318
12～14歳	2,677	2,622	2,571	2,533	2,485
15～17歳	2,756	2,709	2,738	2,697	2,642

資料：住民基本台帳（令和元～6年の各年4月1日時点）をもとにコーホート変化率法により推計。

2. 人口構造

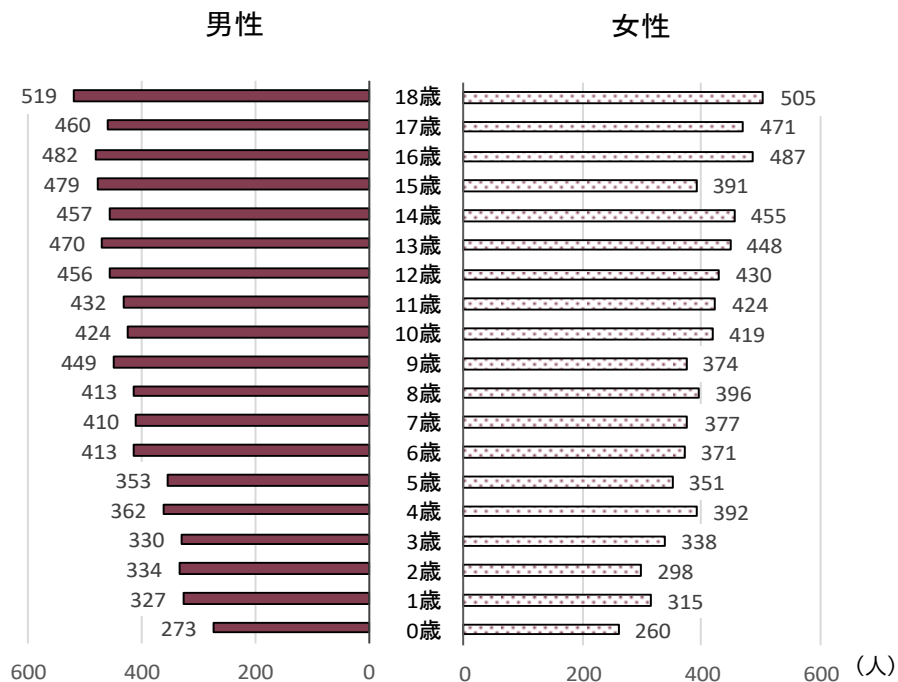
令和6年4月の住民基本台帳による人口ピラミッドは、全体では、団塊の世代である70～74歳と団塊ジュニアである50～54歳の人口が多く、15歳未満の子どもの人口が少なくなっています。また、18歳以下の人口ピラミッドでみると、年齢が低くなるにつれて減少の傾向となっています。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

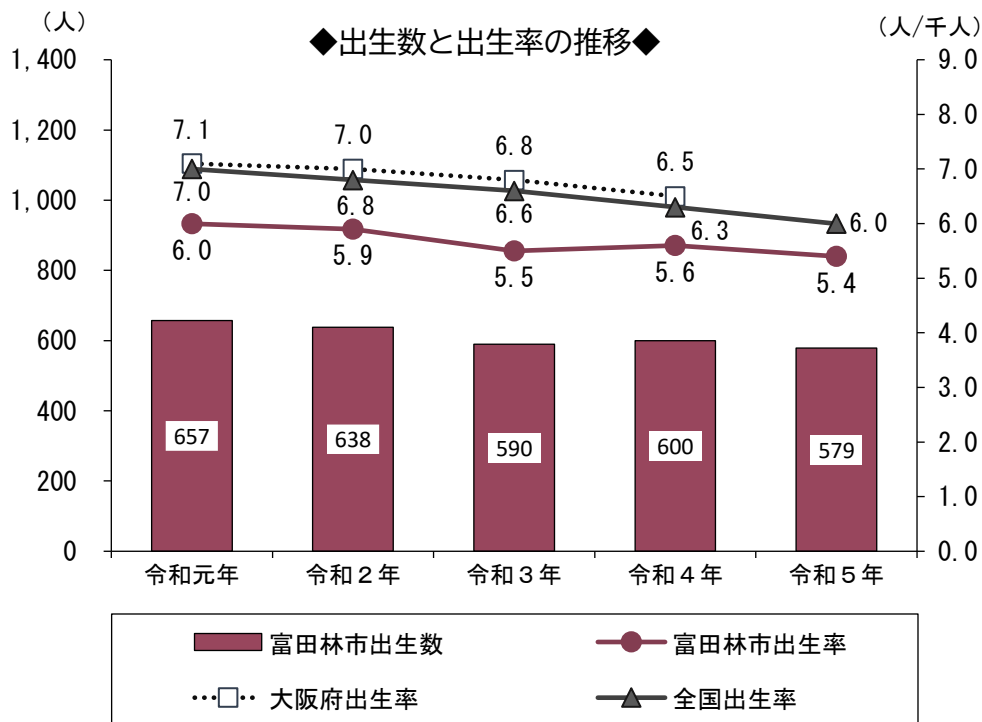
◆18歳以下の人口ピラミッド◆



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

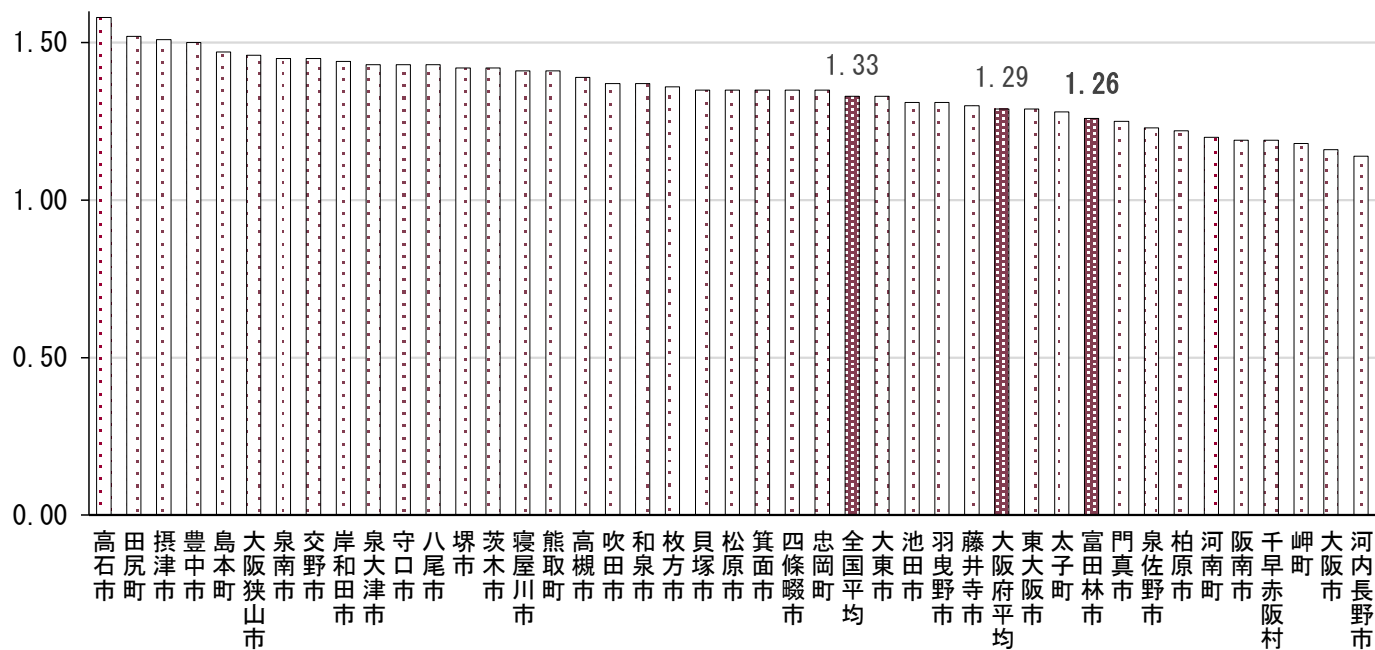
3. 出生の状況

本市の令和5年の出生数は579人で、人口千人あたりの出生率は5.4です。出生率は、全国平均、大阪府平均より低位で推移しています。また、平成30～令和4年平均の合計特殊出生率は1.26で、府下でも低い位置にあります。



資料：人口動態統計（各年1～12月）

◆府内市町村の合計特殊出生率の比較◆



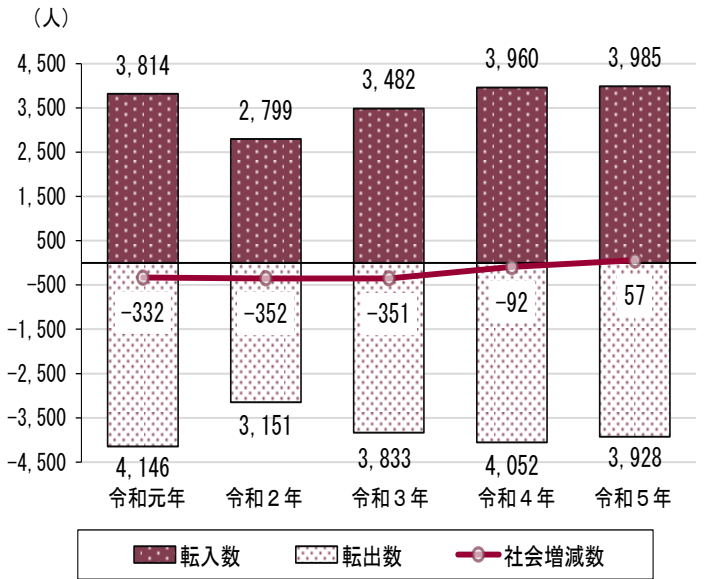
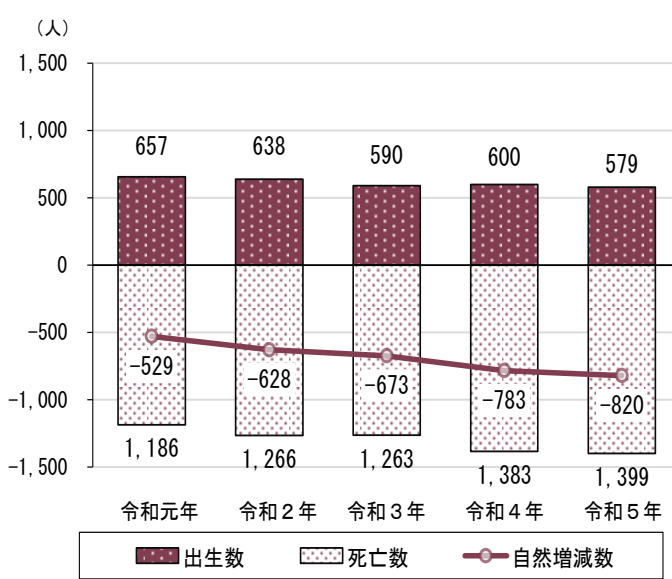
資料：人口動態統計特殊報告（H30～R4の値）

4. 人口動態（自然動態と社会動態）の推移

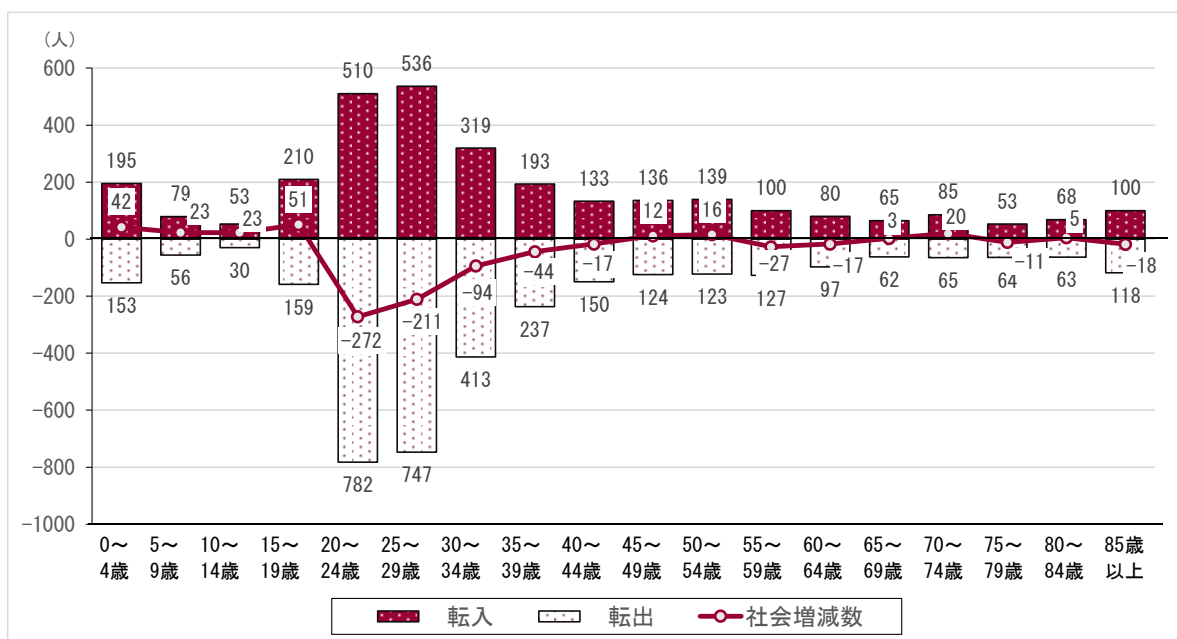
人口動態とは、自然動態と社会動態を合わせた人口の動き（増減）のことを言います。また、自然動態は出生・死亡に伴う人口の動きであり、社会動態は転入・転出に伴う人口の動きです。

本市の場合、自然動態は減少傾向で推移していますが、社会動態は直近の令和5年で増加に転じています。ただし、外国との移動を除く5歳階級別の転入と転出をみると、0～19歳は転入が多い一方、20～34歳の転出超過が大きく、人口減少や少子化傾向の要因になっていると考えられます。

◆自然動態と社会動態◆



◆令和5年 転入と転出の比較（5歳階級別）◆



5. 婚姻の状況

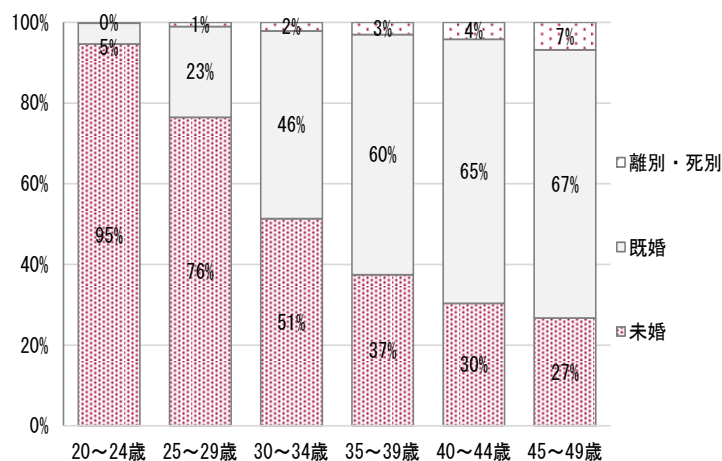
令和2年国勢調査で男女別・年齢別の婚姻の状況をみると、本市の既婚者は30～34歳の男性で46%、30～34歳の女性で54%などとなっており、加齢とともに既婚率は高くなっていきますが、45～49歳でも男性の27%、女性の19%が未婚です。また、離別・死別者の割合も加齢とともに高くなり、45～49歳の男性では7%、女性では13%となっています。

全国平均と比較すると、本市の既婚者の割合は、男女とも多くの年齢層で全国平均より低く、特に25～29歳の女性では7ポイント低くなっています。

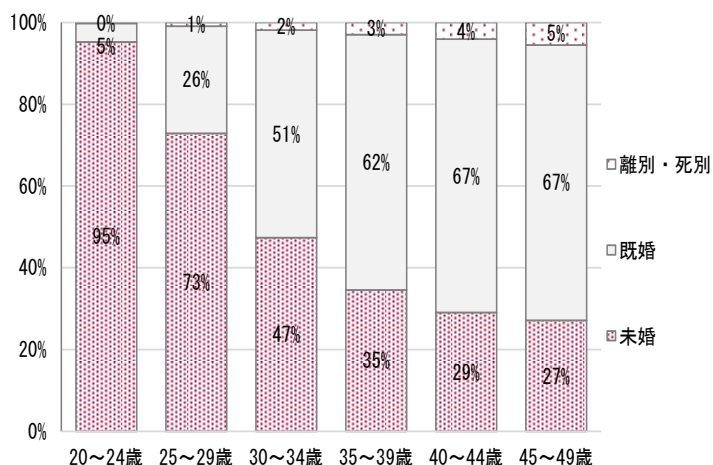
また、本市の離別・死別者の割合は、45～49歳の男性と、25～49歳の女性で全国平均より高くなっています。

◆男女別・年齢別の婚姻率◆

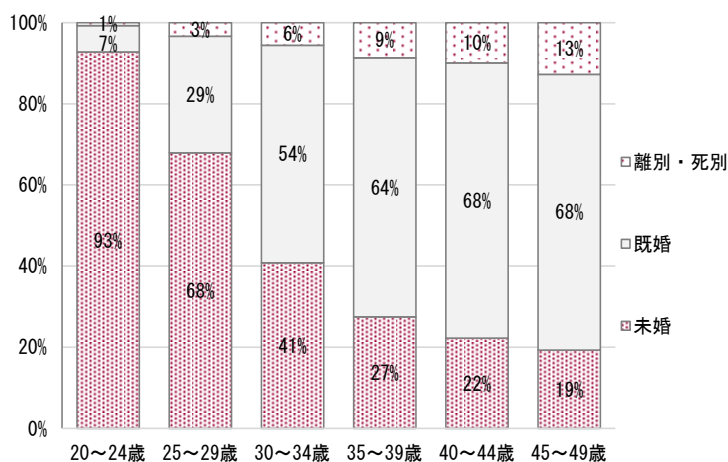
〔本市の男性〕



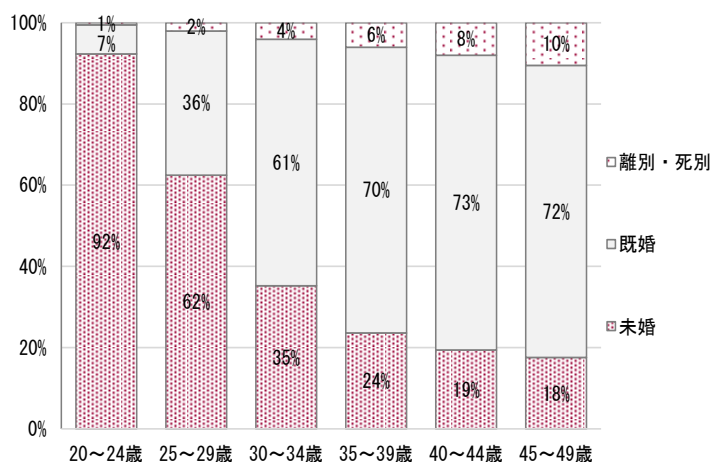
〔全国平均の男性〕



〔本市の女性〕



〔全国平均の女性〕



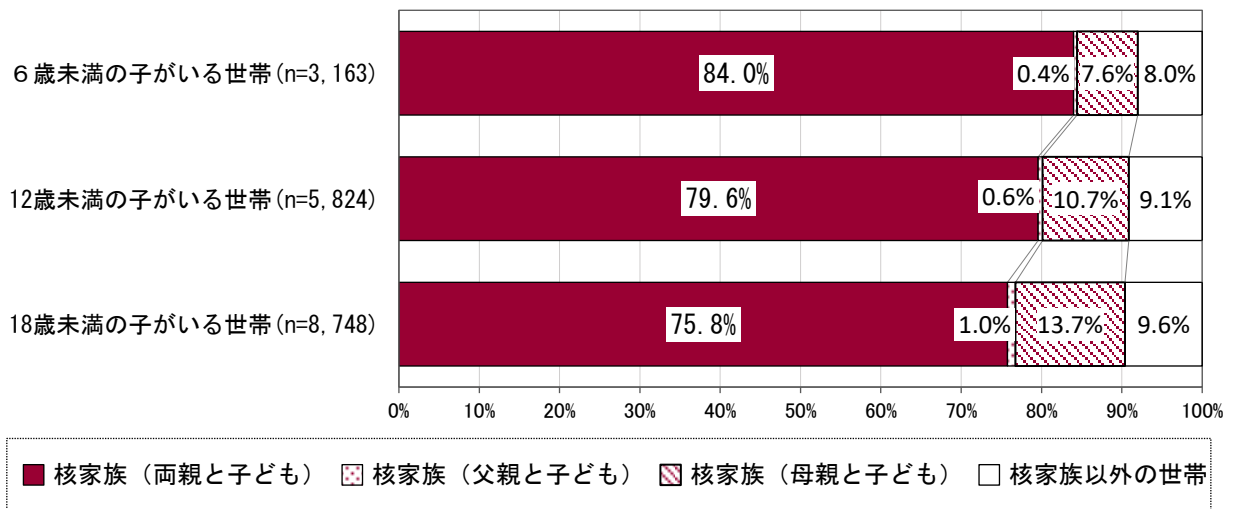
資料：令和2年国勢調査

6. 子どものいる世帯の家族形態

令和2年国勢調査により、子どものいる世帯の家族形態をみると、およそ9割が核家族となっており、6歳未満の子のいる世帯では8.0%、18歳未満の子のいる世帯では14.7%でひとり親世帯となっています。

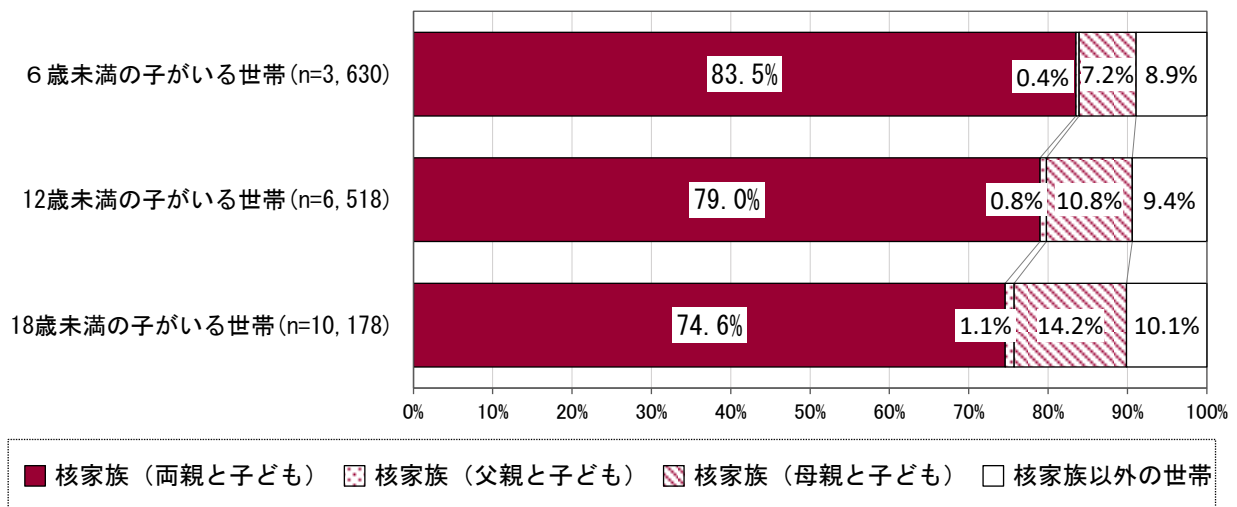
平成27年国勢調査に比べ、核家族以外の世帯率が6歳未満の子がいる世帯で0.9ポイント、12歳未満の子がいる世帯で0.3ポイント、18歳未満の子がいる世帯で0.5ポイント低下し、核家族化が進んでいます。

◆子どものいる世帯の家族形態（令和2年）◆



資料：令和2年国勢調査

◆子どものいる世帯の家族形態（平成27年）◆

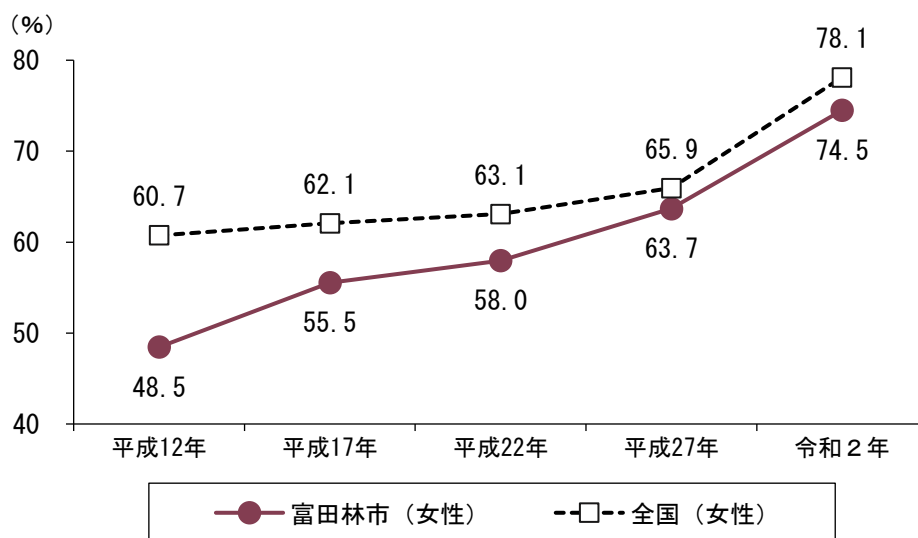


資料：平成27年国勢調査

7. 女性の就業状況

女性の子育て世代（25～44歳）の就業率をみると、全国平均より低く推移していますが、年々高まっています。

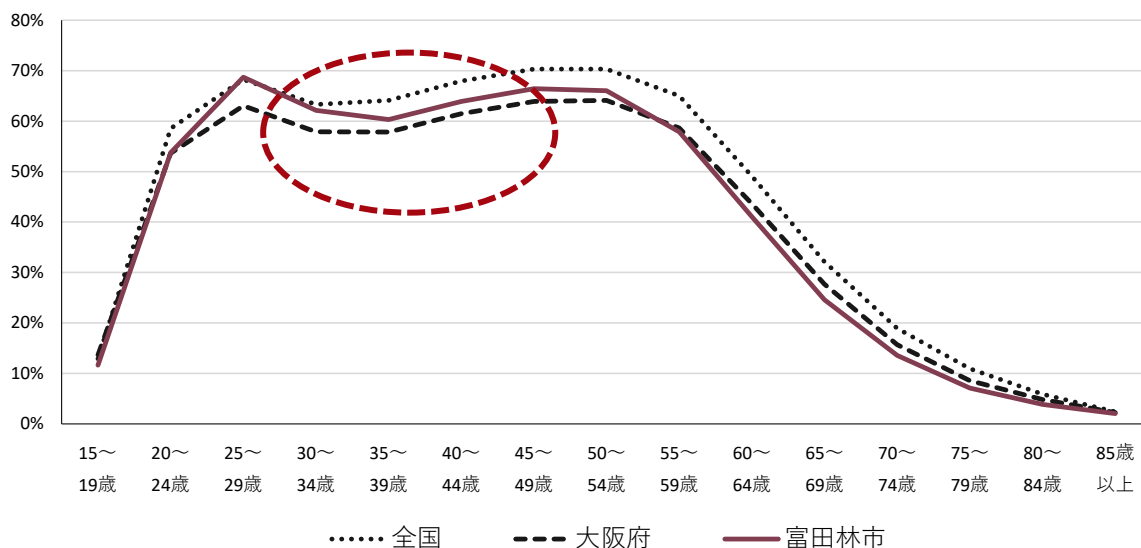
◆25～44歳の女性の就業率◆



資料：国勢調査

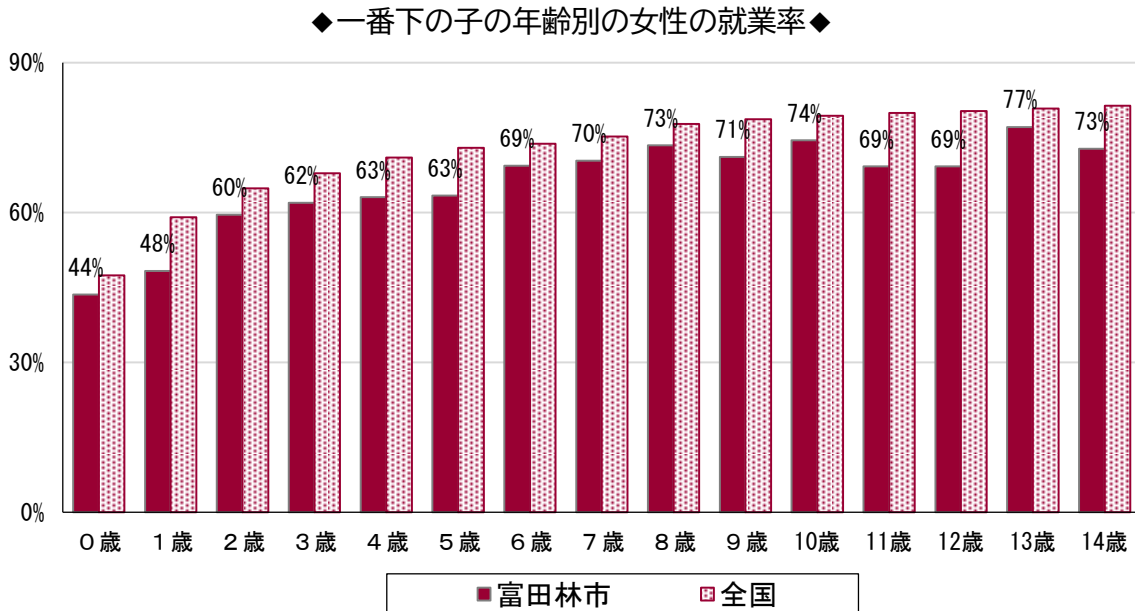
また、令和2年国勢調査において、年齢別に女性の就業率をみると、30～39歳では、出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が見えることから、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりに一層取り組んでいく必要があります。

◆女性の就業率（5歳階級別）◆



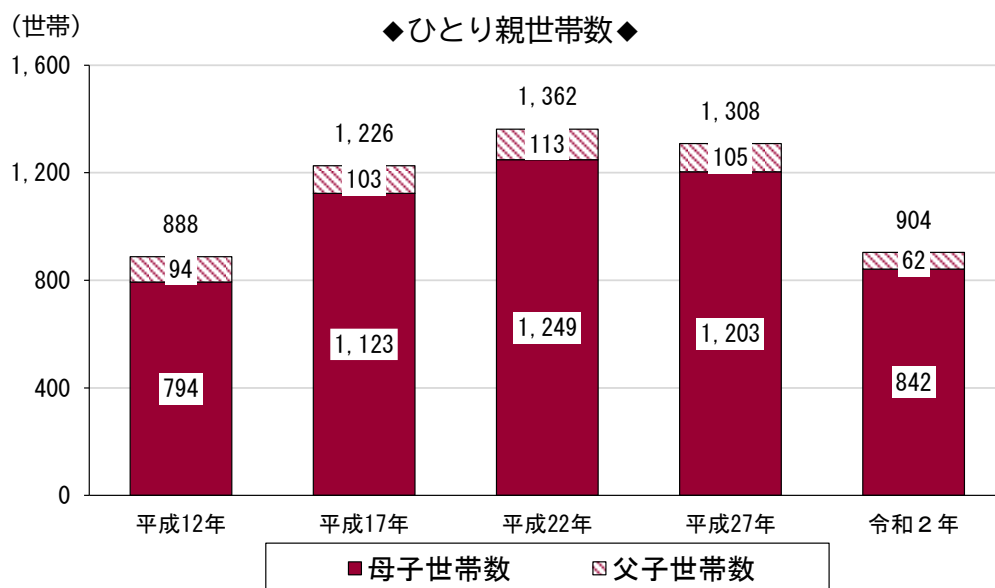
資料：令和2年国勢調査

令和2年国勢調査により、本市の夫婦世帯における一番下の子の年齢別の女性の就業率をみると、0歳の44%から6歳の69%まで、徐々に上昇し、一番下の子の小学生入学期以降は、7割前後でほぼ横ばいであることがわかります。また、本市は、一番下の子が0～14歳のいずれにおいても、全国平均よりやや就業率が低いことがわかります。



8. ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は平成22年をピークに減少傾向にあり、令和2年には904世帯となっています。母子世帯数、父子世帯数も同様に減少傾向を示しています。



令和2年国勢調査によると、一番下の子が19歳以下の母子世帯は1,053世帯、父子世帯は118世帯で、そのうち、母と子のみの世帯は842世帯、父と子のみが62世帯あります。

◆一番下の子の年齢別のひとり親世帯数◆

(単位：世帯)

	合計	0～5歳	6～11歳	12～19歳
母と子のみの世帯数	842	160	268	414
父と子のみの世帯数	62	7	16	39
合計	904	167	284	453

	合計	0～5歳	6～11歳	12～19歳
他の世帯員との同居も含む母子世帯数	1,053	221	333	499
他の世帯員との同居も含む父子世帯数	118	16	34	68
合計	1,171	237	367	567

資料：令和2年国勢調査

本市における児童扶養手当受給者数の推移をみると、受給者数・児童数ともに減少傾向となっています。

◆児童扶養手当受給者の状況◆

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	1,112	1,104	1,081	1,020	977
児童数	1,730	1,730	1,695	1,587	1,545

(各年度3月末現在)

9. 幼稚園、保育所等の利用状況

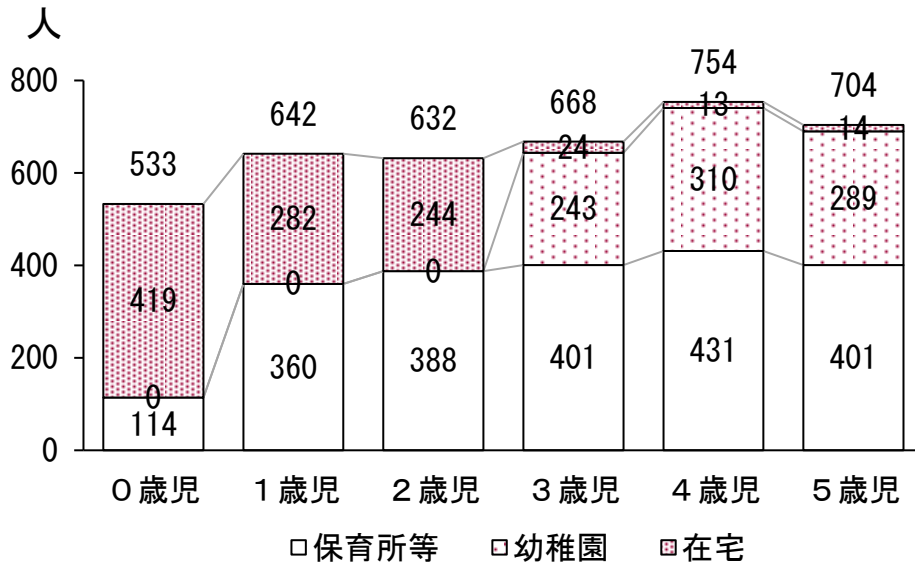
令和6年当初の0～5歳児3,933人について、年齢別に幼稚園、保育所等の利用人数をみると、保育所等（認定こども園保育部や認可外保育施設等を含む）は0歳児で約2割で、1歳児から5歳児までは6割前後となっており、幼稚園（認定こども園教育部を含む）は3～5歳児でいずれも4割前後となっています。

平成30年当初値と比較すると、各年齢ともに児童数が減少する中、0～2歳児で保育所等の利用人数は増加しています。

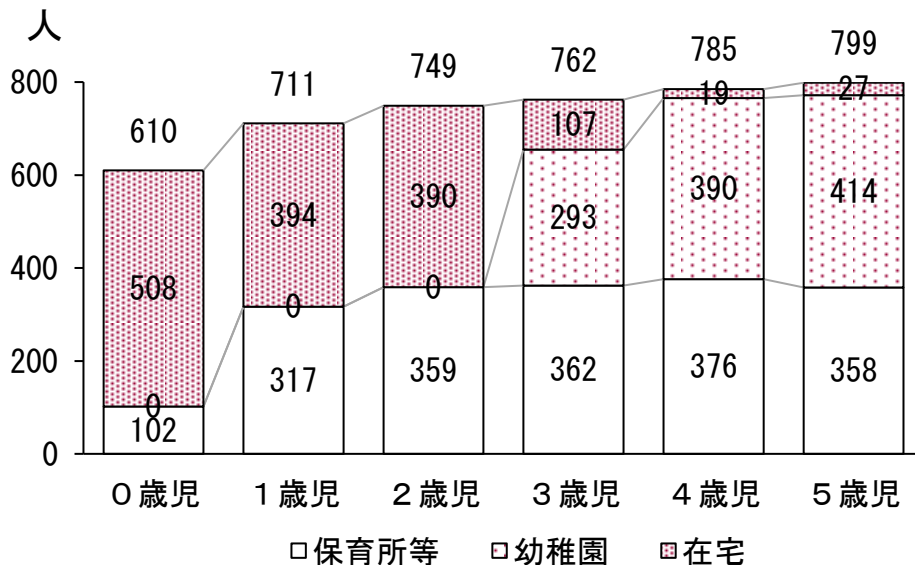
なお、統計調査の規定により、幼稚園（認定こども園教育部を含む）は5月1日時点、保育所等は4月1日時点のデータです。

◆幼稚園、保育所等の利用人数の年齢別分布◆

〔令和6年当初〕

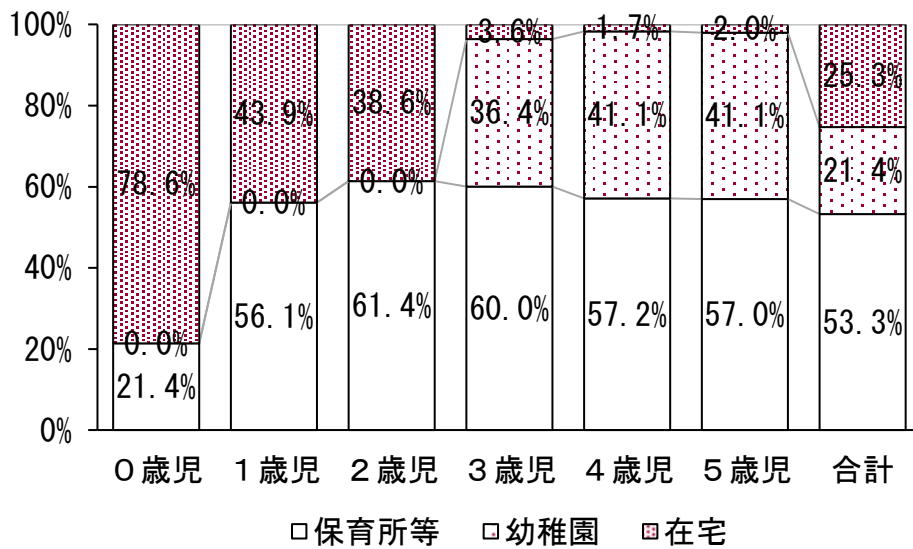


〔平成30年当初〕

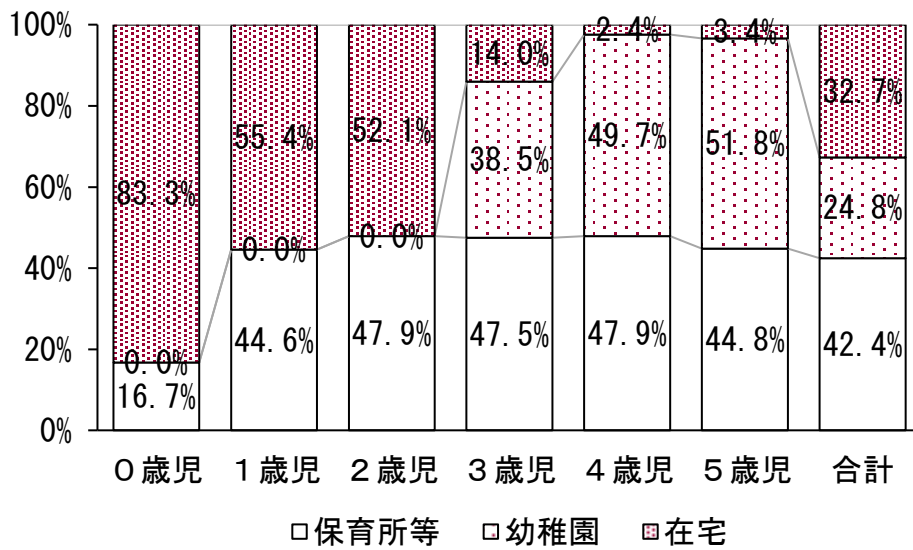


◆幼稚園、保育所等の利用割合の年齢別分布◆

〔令和6年当初〕



〔平成30年当初〕



10. 小中学校の児童・生徒数と学童クラブ利用人数

令和6年5月1日現在の市立の小中学校の児童・生徒数は、小学生が4,782人、中学生が2,346人です。小学生、中学生ともに減少傾向で推移しています。

また、本市では、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）を小学校区単位に実施しており、児童の利用人数は令和6年5月1日現在で1,324人、増加傾向で推移しています。

◆市立小学校の児童数の推移◆

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	787	785	775	756	776
2年生	828	792	792	783	763
3年生	835	832	798	792	789
4年生	877	837	838	805	799
5年生	859	872	833	836	813
6年生	837	861	878	842	842
計	5,023	4,979	4,914	4,814	4,782

※各年5月1日現在

◆市立中学校の生徒数の推移◆

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年生	818	762	793	789	751
2年生	798	819	766	799	795
3年生	862	803	819	768	800
計	2,478	2,384	2,378	2,356	2,346

※各年5月1日現在

◆放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の利用児童数の推移◆

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
低学年	885	875	855	888	966
高学年	284	322	309	319	358
計	1,169	1,197	1,164	1,207	1,324

※各年5月1日現在

11. その他子どもを取り巻く状況

本市における各年度末の生活保護世帯数は、毎年ほぼ横ばいとなっています。

◆生活保護世帯の状況◆

(単位：世帯・人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	1,730	1,760	1,747	1,758	1,775
人員数	2,378	2,386	2,292	2,263	2,288

令和5年度の就学援助率は22.0%で、前年度より0.3%下がっており、年々減少傾向にあります。

◆就学援助認定の状況◆

(単位：人・%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	1,962	1,844	1,693	1,629	1,580
就学援助率	25.5	24.6	23.0	22.3	22.0

本市の子ども家庭支援員相談受付数は、令和3年度をピークに、以降減少傾向となっています。

◆子ども家庭支援員相談受付数の状況◆

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	1,346	1,433	1,512	1,491	1,436

第3章 アンケート調査にみる市民ニーズ

「子育て支援に関するニーズ調査」から、子育て家庭の実態やニーズを整理すると、以下のとおりです。

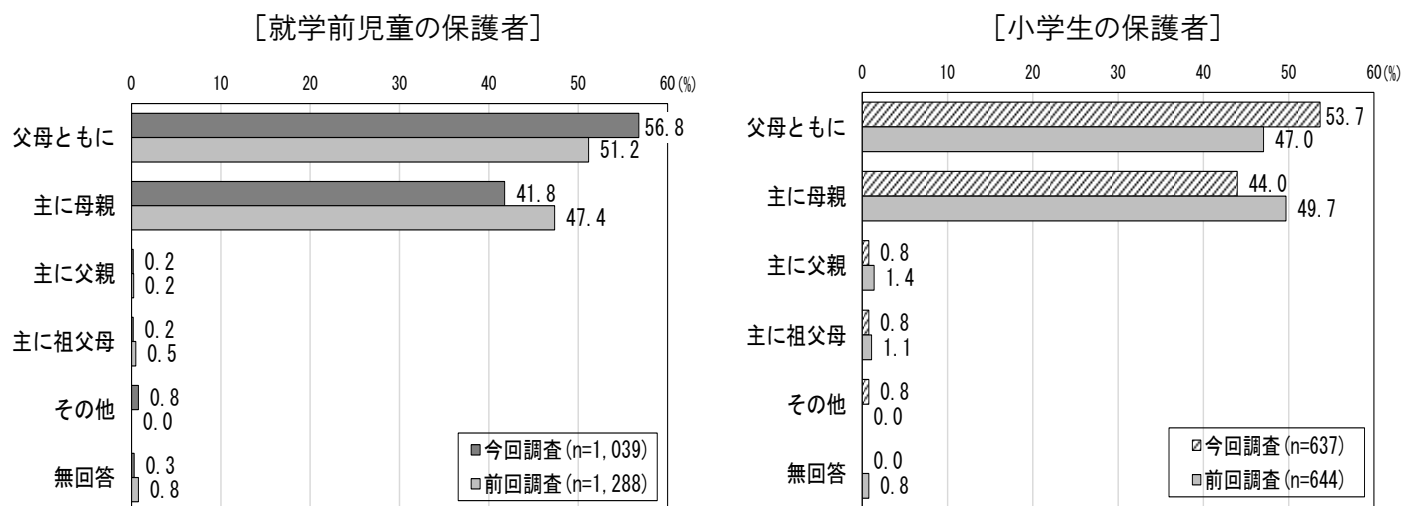
1. 母親・父親の子育ての役割分担

家庭で主に子育てをしている人は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「父母ともに」が最も多く、次に「主に母親」が続きます。

平成31年調査結果と比較すると、就学前では、「父母ともに」が5.6ポイント増加する一方、「主に母親」が5.6ポイント減少しており、小学生では、「父母ともに」が6.7ポイント増加する一方、「主に母親」が5.7ポイント減少しています。

いずれも、父親の子育てへの関わりが以前より増していると推測されます。

◆家庭で主に子育てをしている人◆



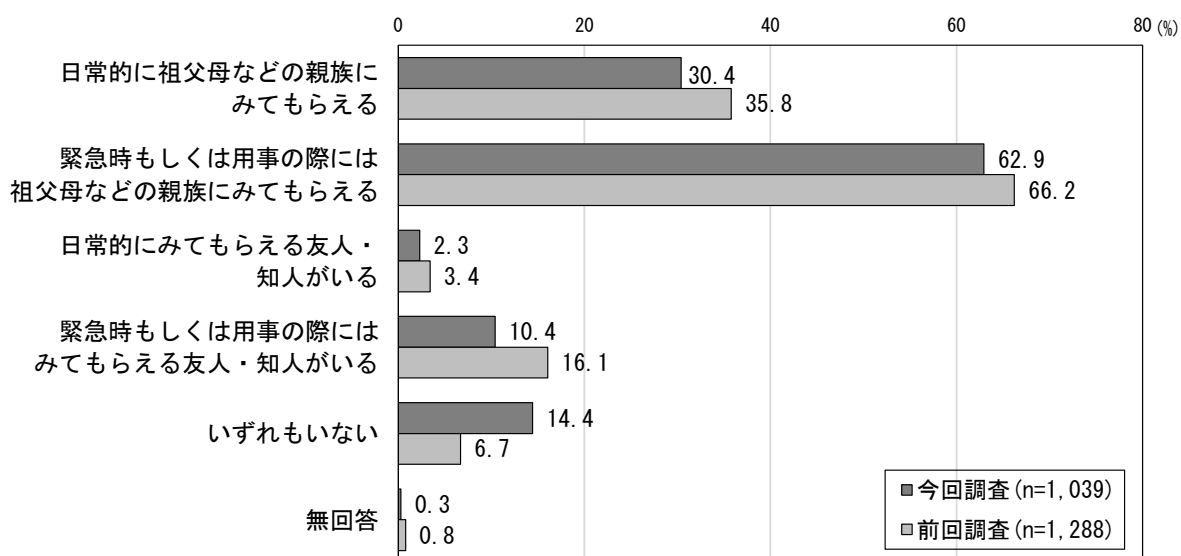
2. 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無」については、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が最も割合が多く、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が続いています。

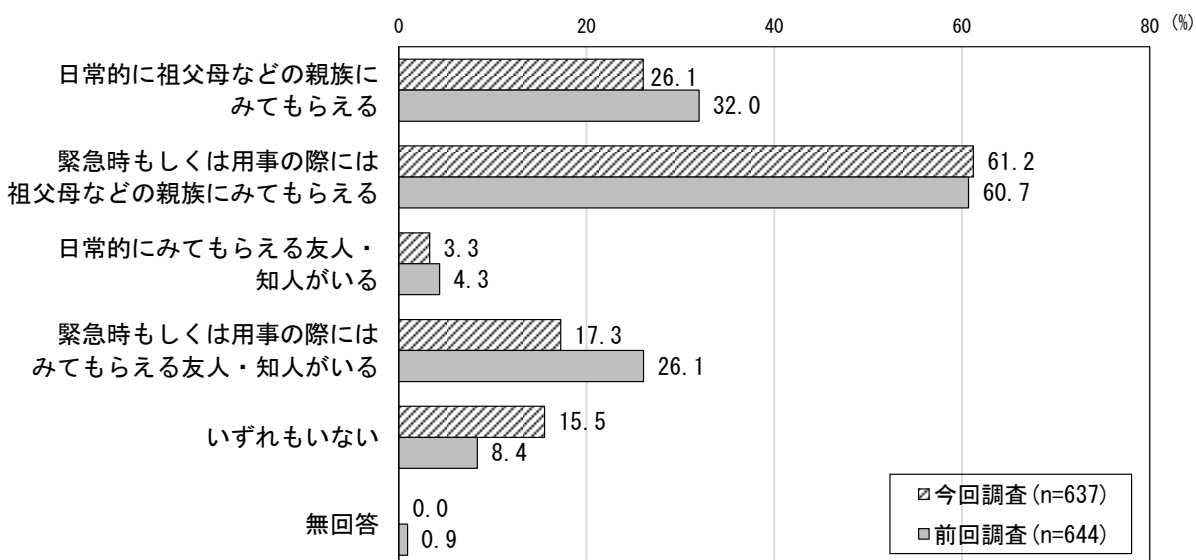
「いずれもない」は、就学前児童の保護者で14.4%、小学生の保護者で15.5%となっていますが、どちらもが平成31年調査結果より7～8ポイント程度、割合が上昇しており、親族や友人・知人に手助けをもらえない子育ての孤立化の状況が進んでいると言えます。

◆日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無◆

[就学前児童の保護者]



[小学生の保護者]

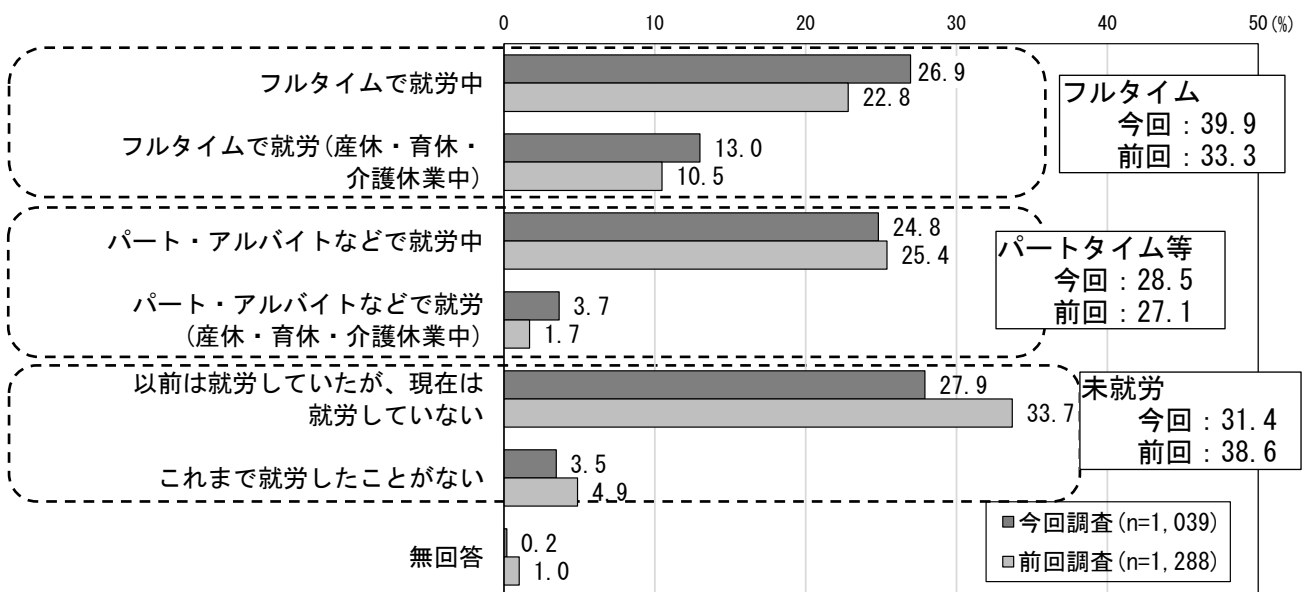


3. 母親の就労状況

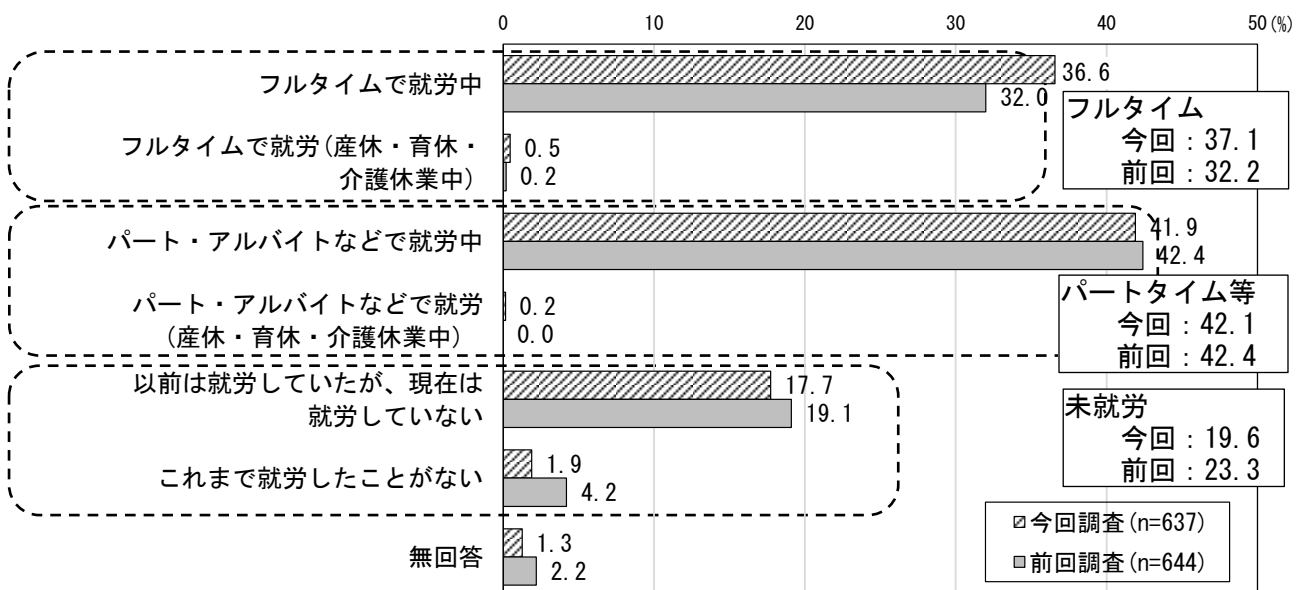
母親の就労状況をみると、『フルタイム』（産休・育休・介護休業中を含む）が就学前児童の保護者で39.9%、小学生の保護者で37.1%、『未就労』が就学前児童の保護者で31.4%、小学生の保護者で19.6%などとなっています。平成31年調査結果と比較すると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、『未就労』の割合が低下し、『フルタイム』の割合が上昇しており、働きながら子育てを続けられる支援サービスの必要性が一層高まっていると言えます。

◆母親の就労状況◆

[就学前児童の保護者]



[小学生の保護者]

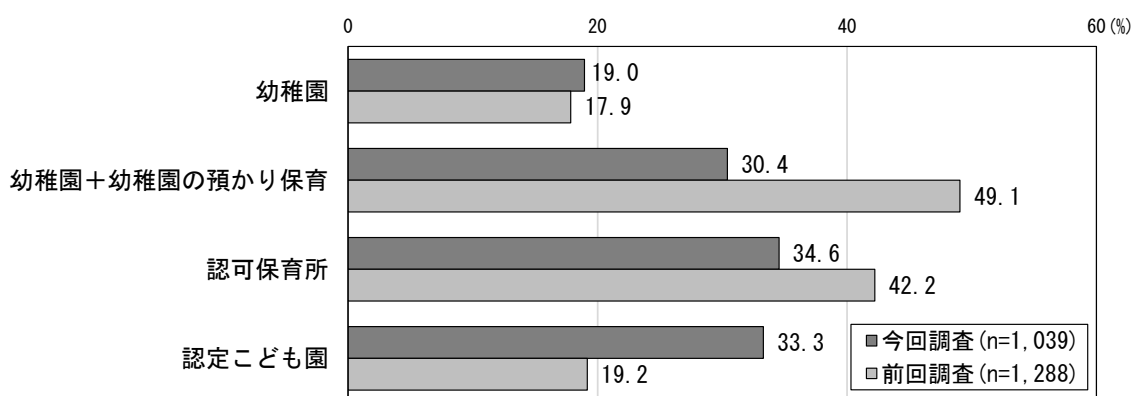


4. 幼稚園、保育所等の利用意向

就学前児童の保護者に、「幼稚園、保育所等」（平日の定期的な教育・保育事業）の利用意向をたずねたところ、「認可保育所」が34.6%、「認定こども園」が33.3%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が30.4%などとなっており、平成31年調査結果と比べ、「認定こども園」の割合が上昇しています。民間における認定こども園の新設や保育所の認定こども園化が進んだことが、主な理由と考えられます。

また、「幼稚園、保育所等」の土日の利用意向をたずねたところ、平成31年調査結果と同様に、土曜日、日曜・祝日ともに、一定の利用意向があり、平成31年調査結果より意向割合が上昇していることがわかります。

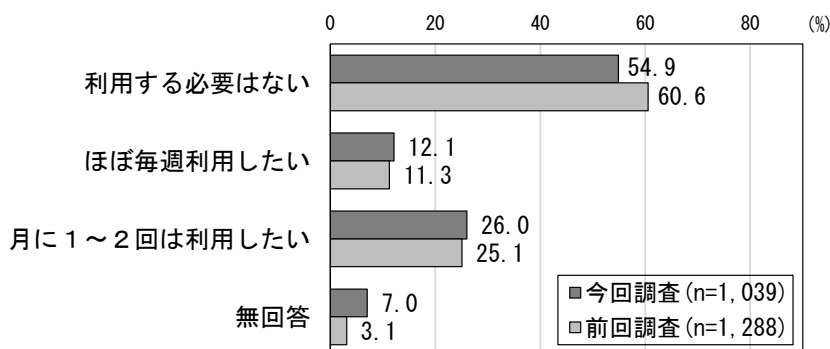
◆幼稚園、保育所等の利用意向（複数回答）◆



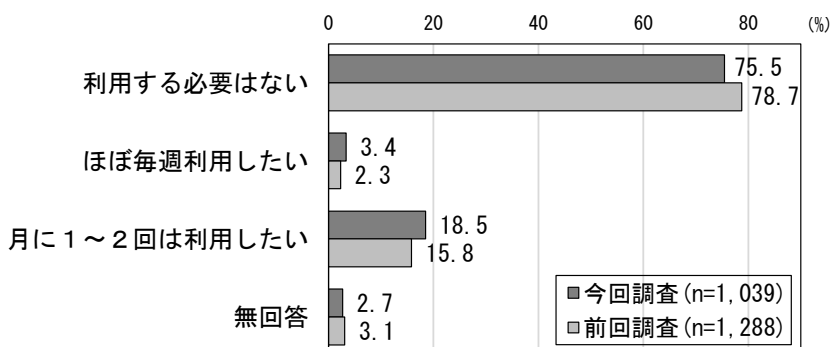
※主要3施設の利用意向のみ掲載している。

◆幼稚園、保育所等の土日の利用意向◆

[土曜日]



[日曜日・祝日]



5. 学童クラブの利用意向

小学生の保護者に「学童クラブ」の利用意向をたずねたところ、平日は1～2年生で50.4%、3～4年生で20.4%、5～6年生で5.3%、土曜は1～2年生で14.9%、3～4年生で7.9%、5～6年生で2.3%の利用意向がみられました。

また、長期休業中の利用意向は、長期休業中のみの意向も含め、1～2年生で約60%、3～4年生で約33%、5～6年生でも約16%の意向がみられます。

◆学童クラブの利用意向◆

[平日]

		合計	問14－１　学童クラブの平日の利用希望		
			利用希望 がある	利用希望 はない	無回答
全体		637 100.0	121 19.0	497 78.0	19 3.0
3 問 区 2 分 学 年	1～２年生	121	61	55	5
		100.0	50.4	45.5	4.1
	３～４年生	216	44	164	8
		100.0	20.4	75.9	3.7
	５～６年生	300	16	278	6
		100.0	5.3	92.7	2.0

[土曜日]

		合計	問14－2 学童クラブの土曜日の利用希望		
			利用希望 がある	利用希望 はない	無回答
全体		637 100.0	42 6.6	577 90.6	18 2.8
3 区 分 問 2 学 年	1～2年生	121 100.0	18 14.9	99 81.8	4 3.3
	3～4年生	216 100.0	17 7.9	190 88.0	9 4.2
	5～6年生	300 100.0	7 2.3	288 96.0	5 1.7

[長期休業中]

		合計	問14－4 学童クラブの長期休業中の利用希望			
			放課後と長期休業中の両方の利用希望がある	長期休業中のみ利用希望がある	利用希望はない	無回答
全体		637 100.0	97 15.2	96 15.1	428 67.2	16 2.5
3問 区2 分学 年	1～2年生	121 100.0	51 42.1	22 18.2	43 35.5	5 4.1
	3～4年生	216 100.0	33 15.3	39 18.1	138 63.9	6 2.8
	5～6年生	300 100.0	13 4.3	35 11.7	247 82.3	5 1.7

6. ひとり親家庭への支援

配偶者の有無の設問で、「配偶者はいない」と回答した「ひとり親家庭」は、就学前児童の保護者で4.7%、小学生の保護者で11.0%です。

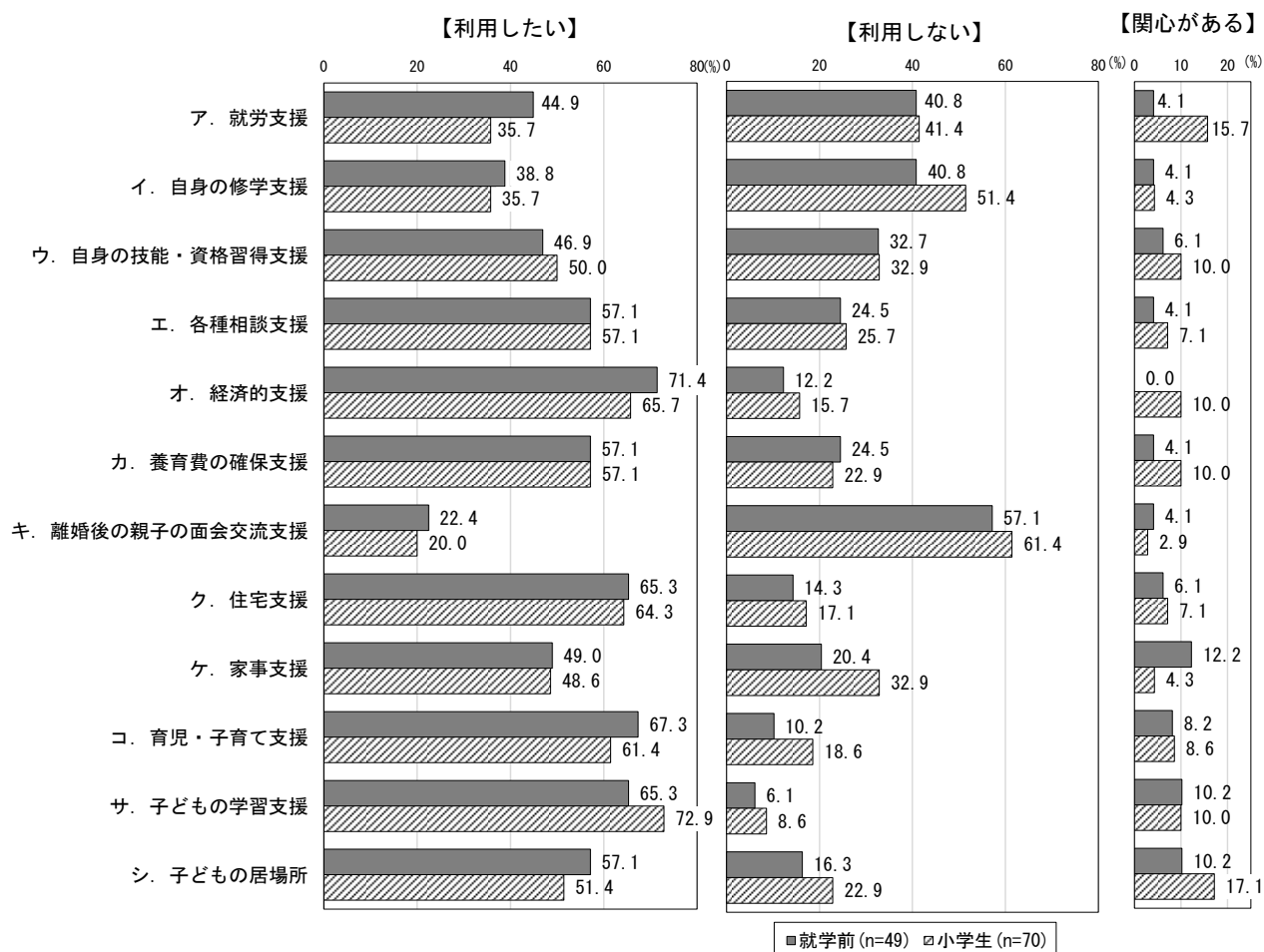
その「ひとり親家庭」の保護者に、支援施策の利用意向をたずねたところ、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「経済的支援」「育児・子育て支援」「住宅支援」、「子どもの学習支援」などに高い意向がみられました。

◆配偶者の有無◆

		合計	問27 配偶者の有無		
			配偶者が いる	配偶者は いない	無回答
全体		1039	989	49	1
		100.0	95.2	4.7	0.1
問 3 2 区 分 年 齢	0歳児	270	258	12	0
		100.0	95.6	4.4	0.0
	1～2歳児	279	271	8	0
		100.0	97.1	2.9	0.0
	3～5歳児	488	460	28	0
		100.0	94.3	5.7	0.0

		合計	問16 配偶者の有無		
			配偶者が いる	配偶者は いない	無回答
全体		637	562	70	5
		100.0	88.2	11.0	0.8
問 3 2 区 分 学 年	1～2年生	121	94	23	4
		100.0	77.7	19.0	3.3
	3～4年生	216	194	22	0
		100.0	89.8	10.2	0.0
	5～6年生	300	274	25	1
		100.0	91.3	8.3	0.3

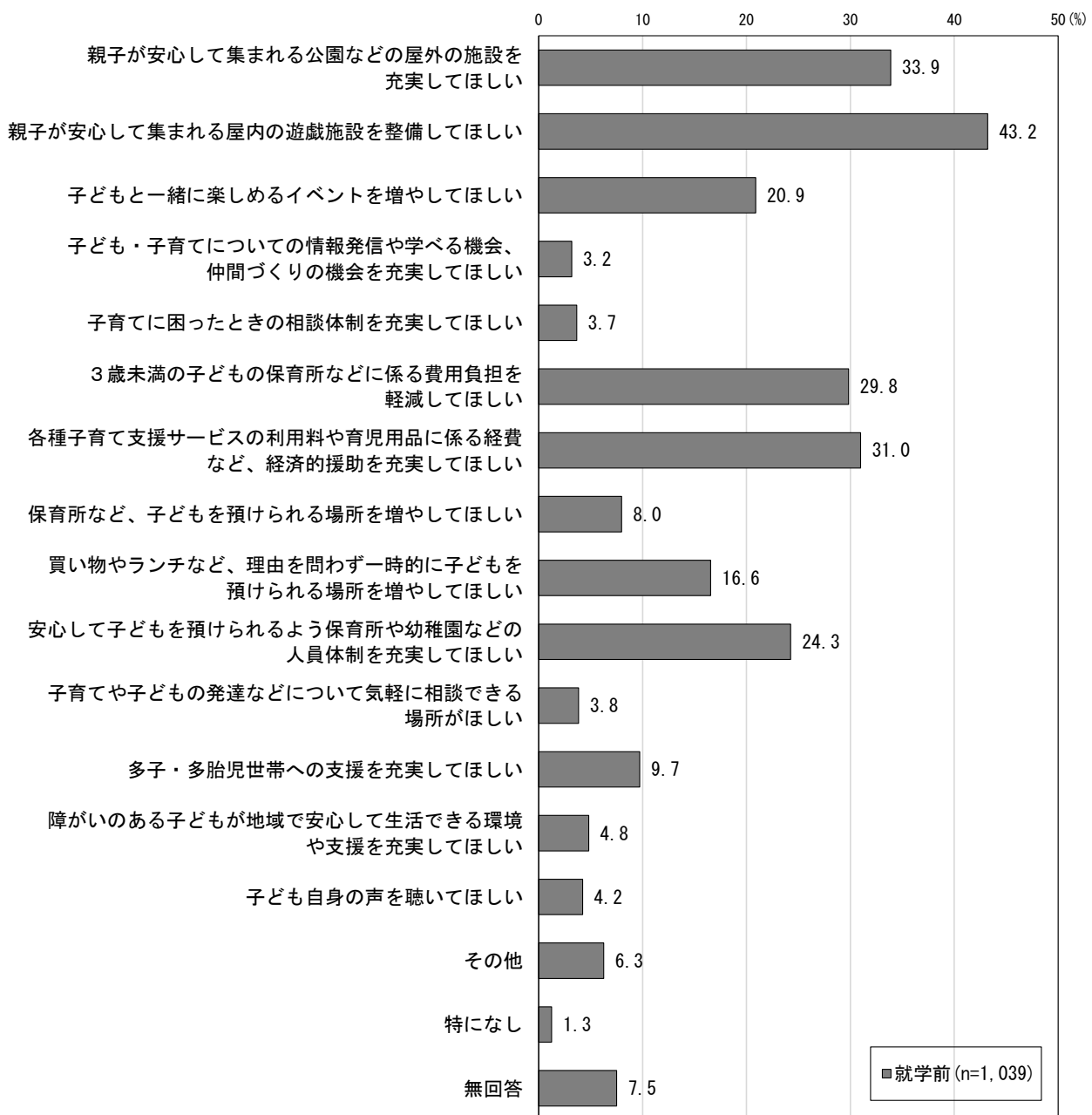
◆「ひとり親家庭」への支援施策の利用意向◆



7. 今後、充実を図ってほしい子育て支援施策

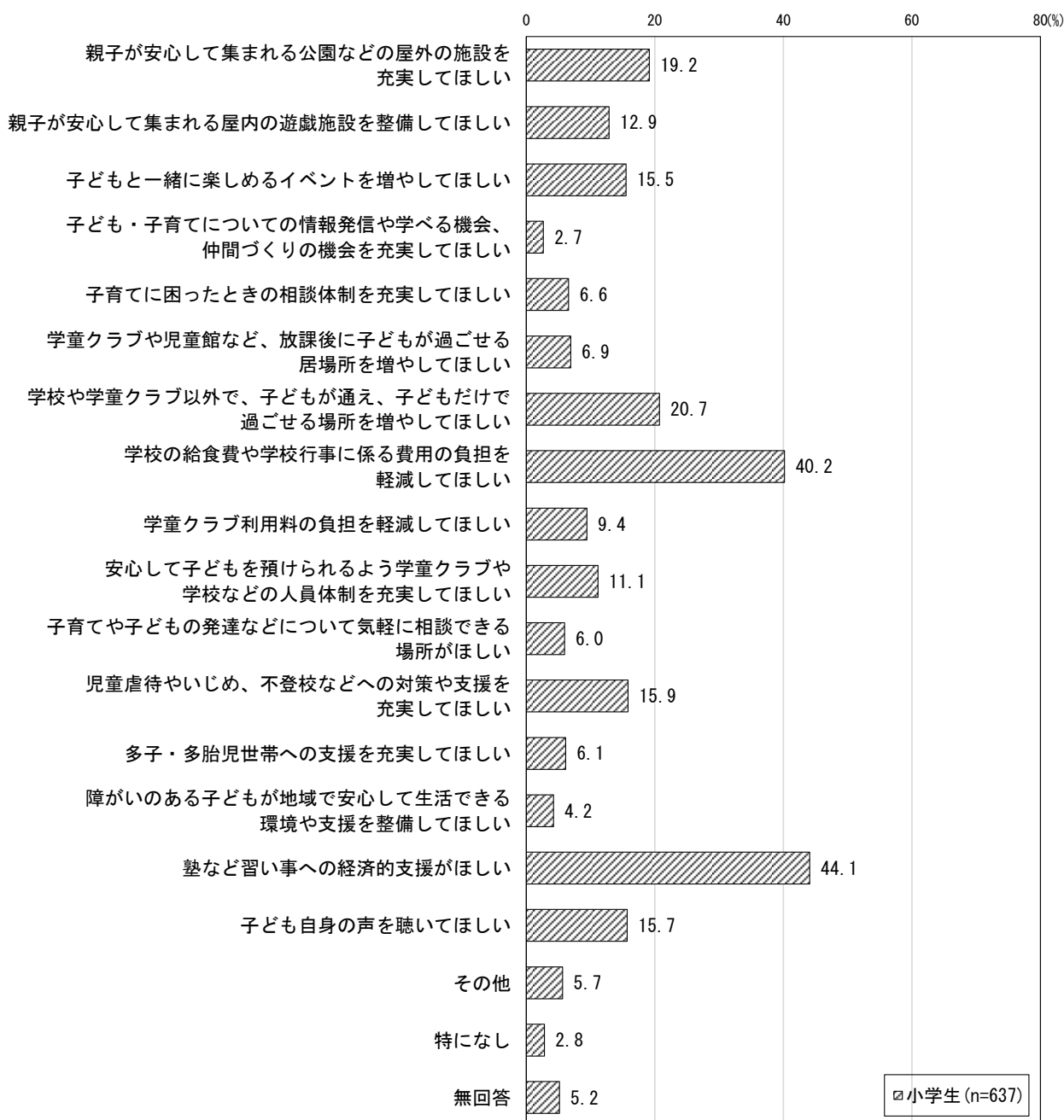
「今後、充実を図ってほしい子育て支援施策」をたずねたところ、就学前児童の保護者では、「親子が安心して集まれる屋内の遊戯施設を整備してほしい」が43.2%で最も割合が高く、次いで「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を充実してほしい」(33.9%)、「各種子育て支援サービスの利用料や育児用品に係る経費など、経済的援助を充実してほしい」(31.0%)、「3歳未満の子どもの保育所などに係る費用負担を軽減してほしい」(29.8%)、「安心して子どもを預けられるよう保育所や幼稚園などの人員体制を充実してほしい」(24.3%)と続き、いわゆる『居場所』に関する施策ニーズが1・2位を占めています。

◆今後、充実を図ってほしい子育て支援施策（就学前児童）◆



小学生の保護者では、「塾など習い事への経済的支援がほしい」が44.1%で最も割合が高く、次いで「学校の給食費や学校行事に係る費用の負担を軽減してほしい」(40.2%)、「学校や学童クラブ以外で、子どもが通え、子どもだけで過ごせる場所を増やしてほしい」(20.7%)、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を充実してほしい」(19.2%)と続き、いわゆる『経済的負担の軽減』が1・2位を占めています。

◆今後、充実を図ってほしい子育て支援施策（小学生）◆



第4章 第2期計画の推進状況

「第2期子ども・子育て支援事業計画」の施策の推進状況は、以下のとおりです。施策は、「子ども・子育て支援の充実」（子ども・子育て支援事業計画の施策）、「次世代育成の推進」（次世代育成支援行動計画の施策）、「子どもの貧困対策計画」の施策に区分されます。「子どもの貧困対策計画」は、令和5～6年度の2か年計画として、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に包含しています。

子ども・子育て支援の充実

「子ども・子育て支援の充実」（第2期計画第6章）は、「教育・保育の量と質の確保」「地域子ども・子育て支援事業の量と質の確保」「すべての子どもと子育て家庭を支える支援」の3つの基本施策から構成されています。

1. 教育・保育の量と質の確保

基本施策「教育・保育の量と質の確保」では、0～2歳の保育所利用のニーズの高まりを受け、受け入れ体制の充実を図ったほか、教育・保育の現場では、令和2～4年度にかけての全国的な新型コロナウイルス感染症の流行下に、予防措置・感染拡大防止措置をとった上で開園し、教育・保育の確保に努めました。

なお、各事業の令和2～6年度の利用実績は、本計画第6章に掲載しています。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量と質の確保

基本施策「地域子ども・子育て支援事業の量と質の確保」では、国・府による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業で、本市においては、「こども・子育て応援センター」の設置や、学童クラブ開設時間の充実、「こども誰でも通園制度」の試行実施等に新たに取り組みました。

なお、各事業の令和2～6年度の利用実績は、本計画第6章に掲載しています。

3. すべての子どもと子育て家庭を支える支援

基本施策「すべての子どもと子育て家庭を支える支援」では、「児童虐待防止対策の充実」「障がい児施策の充実」「ひとり親家庭の自立支援の推進」「仕事と家庭の両立に向けた雇用環境の整備」の4つの施策を展開しました。

- (1) 「児童虐待防止対策の充実」では、令和4年6月の2歳児死亡事案を受けて、児童虐待防止の組織体制の見直しや人材育成強化、家庭訪問の強化に取り組んでいます。
- (2) 「障がい児施策の充実」では、乳幼児期から成人するまで成長の様子や支援経過を記録・活用する「つながるファイル」の子どもの管理件数が、令和2年度の927件から令和5年度には1,278件と増加したほか、学童クラブの障がいのある児童の受け入れのための指導員加配を令和4年度に5人増やすなど、支援の取り組みが拡大しています。

- (3)「ひとり親家庭の自立支援の推進」では、母子・父子自立支援員による養育費確保に関する情報提供や、令和3年度から公正証書等作成費用や養育費保証契約に係る費用の一部補助を開始するなど、施策の充実を図りました。
- (4)「仕事と家庭の両立に向けた雇用環境の整備」では、「パパ向け！子育て応援講座」など「仕事と家庭の両立」の啓発活動を進めました。

次世代育成の推進

「次世代育成の推進」(第2期計画第7章)は、「子どもの人権尊重と権利擁護の推進」「母子の健康と安全の確保」「心豊かな子どもを育てる教育環境の充実」「子ども・子育て支援を支える体制の強化」「子どもに安全で安心なまちづくりの推進」の5つの基本施策から構成されています。

1. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

基本施策「子どもの人権尊重と権利擁護の推進」では、教育支援センター「すこやかスクールY O U Y O U」、校内教育支援ルーム「P o c o」、スクールカウンセラー配置事業など、学校復帰をめざした取り組みを推進するとともに、生涯学習課を所管課に、若者のひきこもり支援の取り組みを拡充しました。

また、令和6年度から、「こどもの権利条例」の制定に向けた市民参画による検討を進めています。

2. 母子の健康と安全の確保

基本施策「母子の健康と安全の確保」では、「健やかな妊娠・出産への支援」「子どもと母親の健康確保」「食育の推進」「小児医療の充実」「乳幼児期の事故防止」の5つの施策を展開しました。

- (1)「健やかな妊娠・出産への支援」では、育児ヘルパー事業や産後ケア事業など、産前・産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期の支援の拡充に努めました。
- (2)「子どもと母親の健康確保」では、乳幼児健診の受診率、予防接種の接種率向上に努めるとともに、要支援者への継続的なフォローに努めました。
- (3)「食育の推進」では、母子保健、学校保健の各事業で食育を推進するとともに、市内子ども食堂の運営支援を進めました。
- (4)「小児医療の充実」では、医療機関、医師会など関係機関の協力を得ながら、小児急病診療や休日の小児科診療の体制確保を図っています。
- (5)「乳幼児期の事故防止」では、全市立小学校で心肺蘇生法やA E D操作の技術を学ぶ講習を実施するなど、子ども本人や子育て世代への事故防止教育を進めてきました。

3. 心豊かな子どもを育てる教育環境の充実

基本施策「心豊かな子どもを育てる教育環境の充実」では、「幼児・児童教育の充実」「放課後対策、青少年期の健全育成」の2つの施策を展開しました。

- (1)「幼児・児童教育の充実」では、「第2期富田林市教育大綱」に沿い、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を図る教育の推進に努めています。小・中9年間を見通して系統的な教育をめざす「小中一貫教育」や、学校・家庭・地域の協働に力を入れており、「小中一貫教育」では、令和4年度から小金台小学校・明治池中学校において施設分離型の小中一貫校「彩和学園」が開設しました。
- (2)「放課後対策、青少年期の健全育成」では、全8中学校区内に組織されている「地域教育協議会（すこやかネット）」において、それぞれの校区で特色ある学校支援活動が行われるほか、10小学校区において、大学生のボランティアの協力を得た「放課後子ども教室」が開催されています。そのほか、公民館や児童館、図書館などで子どもを対象とした様々な事業が行われていますが、コロナ蔓延期には中止・休止を余儀なくされました。

4. 子ども・子育て支援を支える体制の強化

基本施策「子ども・子育て支援を支える体制の強化」では、「情報の提供」「子育てに関する相談体制」「外国人家庭などへの支援」「経済的な負担の軽減」「子育て支援のネットワーク」の5つの施策を展開しました。

- (1)「情報の提供」では、子育て応援ガイドブックや子育て応援サイトなどを通じて、随時、情報提供に努めています。
- (2)「子育てに関する相談体制」では、平成29年5月に母子保健機能の強化を図る「子育て世代包括支援センターゆにぞん」を、令和3年11月に児童福祉機能の強化を図る「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、令和6年7月からはこれらを「こども・子育て応援センター」として統合し、子育てに関する総合相談体制の強化を図っています。
- (3)「外国人家庭などへの支援」では、小中学校での日本語指導員の配置、とんだばやし国際交流協会の協力による「多言語進路ガイダンス」など、計画に掲げた取り組みを推進していますが、渡日まもない状態で編入する児童・生徒が増加しており、一層の支援の拡大を図る必要があります。
- (4)「経済的な負担の軽減」では、第2期計画期間内に、「新型コロナウイルス感染症長期化に伴う子育て世帯への臨時特別給付」（令和3年度）、不妊治療の保険適用（令和4年度から）、出産・子育て応援給付金（令和4年度から）、「低所得世帯の子ども1人あたり5万円の給付金」（令和6年度）、児童手当の高校生年代までへの拡充等（令和6年度から）といった国の制度改革があり、「大阪府子ども食費支援事業」など大阪府独自の事業も含め、市においても関連業務を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。市独自の制度としては、「富田林市若者・子育て世代転入促進給付金」などの事業を推進しています。
- (5)「子育て支援のネットワーク」では、8中学校区ごとの「地域教育協議会（すこやかネット）」、2つの中学校区ごとに4ブロックで編成される「子育て支援ネットワーク事業」、12の地区・校区福祉委員会で実施されている「子育てサロン」、さらには各学校園単位で活動しているPTAなどが多岐にわたる取り組みを行っています。コロナ蔓延期に事業が中止・休止を余儀なくされたほか、地域住民が主体とな

って行う活動では、各団体のメンバーの高齢化、役員のなり手不足といった課題があります。

5. 子どもに安全で安心なまちづくりの推進

基本施策「子どもに安全で安心なまちづくりの推進」では、「快適な生活環境の確保」「安全・安心なまちづくりの推進」の2つの施策を展開しました。

- (1)「快適な生活環境の確保」では、公園施設の安全対策を進めるとともに、路面標示の更新など、道路環境の向上を図っています。
- (2)「安全・安心なまちづくりの推進」では、防犯灯や防犯カメラの設置補助などを通じて、子ども・子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりに努めています。

子どもの貧困対策計画

「子どもの貧困対策計画」(第2期計画第9章)では、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」の4つの基本施策を推進しました。

- 1「教育の支援」では、生活困窮者自立支援制度の中で、市内2会場で週2日ずつの学習支援教室を、週5回程度の自習支援教室を開催し、生活困窮世帯の子どもたちへの学習サポートに加え、「居場所」としての役割も担っています。
- 2「生活の支援」では、社会福祉協議会などとも連携しながら、民間による子ども食堂事業の運営支援を行うとともに、フードドライブの取り組みも進めています。
- 3「保護者に対する就労支援」では、「富田林市地域就労支援センター」での就労支援コーディネーターによる相談など、様々な理由により、就労に結びつかない子育て家庭への支援を進めています。
- 4「経済的支援」では、低所得世帯の学童クラブ利用料の減免など、各種制度による支援を行っています。

第5章 基本理念と施策体系

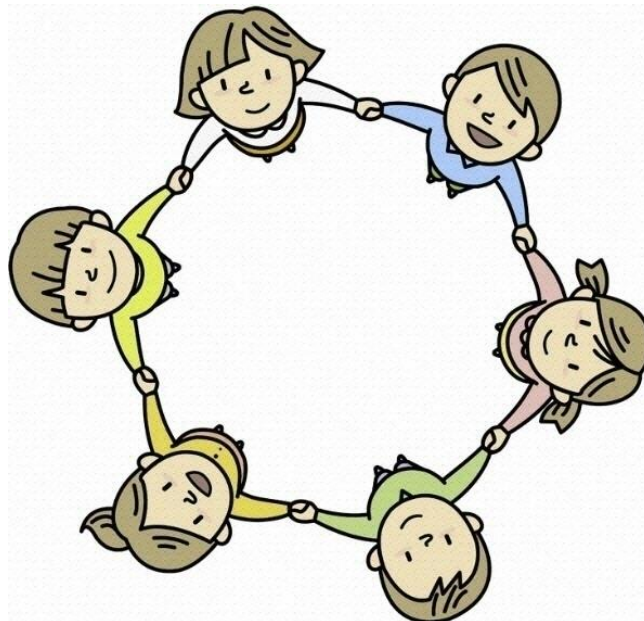
1. 基本理念

富田林市では少子高齢化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域で子どもに対する大人の目が年々行き届かない状況になっており、子育て家庭の不安や負担が増加していると考えられます。このような課題の解決や社会情勢の変化に対応するため、子育て支援施策の更なる充実はもとより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

第2期計画では、「ともにいきいきと輝き、あかるい未来が見えるまち・とんだばやし」を基本理念に、子ども・親・家庭・地域が主体的に行動するとともに、お互いに助け合いながらともに育つことを基本的な視点として取り組んできました。

第3期計画においても第2期計画の基本理念と視点を継承し、市民が幸せになる、市民本位の市政の実現に努めることで、未来を担う子どもたちが、個性を大切に、他者を思いやり、創造性豊かにいきいきと生きる力を育みます。また、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに関する喜びが共有され、子どもを生みたい・育てたいと思えるまちづくりをめざします。

ともにいきいきと輝き、
あかるい未来が見えるまち・とんだばやし



2. 基本目標

こども基本法が制定され、「すべてのこどもの権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現」がうたわれるとともに、ライフステージに応じて、大人になるまで切れ目なく健やかな成長をサポートするまちづくりが要請されています。

このため、本計画においては、国の「こども大綱」や「大阪府こども計画」の施策の方向もふまえながら、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 ライフステージに応じた健やかな成育の支援

妊娠・出産期から、乳幼児期、学童期、青年期と、子どもの成育過程では、様々な困難を乗り越えることが求められます。保護者にとっても、子育て期は、大きな不安を抱える毎日です。その一方、子どもが様々な遊びや学び、体験を通じて成長し、社会に出ていくことは、関わるすべての人々の喜びであり、財産です。

このため、安全・安心な妊娠・出産、乳幼児の健やかな成長、地域の特性を活かした地域と共に育つ教育・保育、若者の活躍支援など、年齢・発達段階に応じた切れ目のない支援を進めます。

〔主要施策〕

- 1 妊娠・出産・乳幼児期の支援
- 2 学童期・青年期の支援

※「就学前教育・保育の推進」を含む

基本目標2 すべての成育過程にわたる多様な支援の推進

子ども・子育て家庭は、事故や犯罪、災害に対して弱い立場にあるとともに、生活困窮や障がい、ヤングケアラーなど、生活上の課題を抱える子ども・家庭も少なくなく、虐待など、権利が侵害される状況も発生しています。

すべての子どもの権利が守られ、安全・安心に暮らしていけるよう、権利擁護体制の強化や地域医療の確保、健康を支える食育の推進を図るとともに、地域コミュニティの協力を得ながら、多様な課題を抱える子ども・子育て家庭へのセーフティネットとして、分野横断的な支援を推進していきます。

〔主要施策〕

- 3 権利擁護と課題を抱える子どもへの支援
- 4 安全・安心な暮らしの確保

基本目標3 子育て当事者へのきめ細かな支援の推進

今日の子育ては、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣の人からの支援、協力を得ることも難しい状況があります。また、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識は依然解消されておらず、ひとり親家庭の仕事と子育ての両立も非常に困難な状況となっています。

こうした子育ての課題を少しでも解消できるよう、経済的支援をはじめ、必要な制度・サービスを的確に活用できるよう、きめ細かな相談支援を推進します。また、子育てにやさしい社会づくりの意識啓発や環境整備に努めます。

〔主要施策〕**5 きめ細かな相談支援の推進****6 子育てにやさしい社会づくり**

3. 施策体系

本計画では、以下のとおり、3つの基本目標、6つの主要施策、21の個別施策を掲げます。

◆施策体系◆

基本目標		主要施策		個別施策	
1	ライフステージに応じた健やかな成育の支援	1	妊娠・出産・乳幼児期の支援	1	妊娠・出産期の健康づくりの推進
				2	乳幼児期の健康づくりの推進
				3	療育・発達支援の推進
				4	就学前教育・保育の推進
				5	地域子ども・子育て支援の推進
		2	学童期・青年期の支援	6	地域とともに歩む学校教育の推進
				7	子ども・若者の居場所づくり
				8	青少年健全育成と若者の活躍支援
2	すべての成育過程にわたる多様な支援の推進	3	権利擁護と課題を抱える子どもへの支援	9	子どもの権利を守る制度の確立
				10	要保護児童対策の推進
				11	障がいのある子どもへの支援の充実
				12	子どもの貧困対策の推進
				13	複合課題のある家庭の支援
		4	安全・安心な暮らしの確保	14	安全・安心なまちづくりの推進
				15	安心医療の確保
				16	食育の推進
3	子育て当事者へのきめ細かな支援の推進	5	きめ細かな相談支援の推進	17	包括的な相談支援の推進
				18	経済的負担の軽減
		6	子育てにやさしい社会づくり	19	仕事と家庭の調和に向けた支援
				20	ひとり親家庭への支援の推進
				21	快適な生活環境の確保

第6章 量の見込みと確保方策

1. 量の見込みの算出にあたって

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての基本指針では、市町村計画策定において「量の見込み・確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易（おおむね 30 分）に移動することが可能な区域を設定」することが求められています。

本市では、第2期計画と同様に、市全域を提供区域（1 区域）としますが、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は、各小学校区単位を提供区域と設定します。

(2) 幼児期の教育・保育

保護者の代わりに就学前の子どもの保育・教育を担う施設として、以下の事業が位置づけられています。それぞれの事業の内容は、以下の表に示すとおりです。

施設区分		事業内容
教育・保育施設	保育園	就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
	幼稚園	すべての3～5歳児を対象とし、幼児教育を行う施設
	認定こども園	保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設
地域型保育事業	小規模保育	比較的小規模（6～19人）で、保育士や研修修了者等により保育を実施する施設
	家庭的保育	少人数（5人以下）を対象に、保育士や研修修了者等である家庭的保育者の居宅等により保育を実施する事業
	事業所内保育	企業が、主として人材確保のため、従業員等への仕事と子育ての両立支援策の一環として設置し、従業員の子及び地域の子どもへの保育を行う施設
	居宅訪問型保育	保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業

2. 就学前教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 就学前教育・保育の利用状況

平成27年度から、国の「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼稚園や保育所の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた『支給認定』（令和元年10月から『教育・保育給付認定』に名称変更）を受けることとなりました。

また、幼児教育・保育の無償化開始に伴い、新制度に移行していない幼稚園など、『教育・保育給付認定』以外で無償化のための認定が必要な施設・サービスがあるため、『施設等利用給付認定』が創設されました。

次の6つの区分の認定に応じて、施設や事業などの利用先が異なります。

◆教育・保育給付認定の区分◆

認定区分		対象となる子ども	主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、2号認定以外の子ども	幼稚園 認定こども園(教育部)
	2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園(保育部)
	3号認定	満3歳未満であって、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園(保育部) 小規模保育等

◆施設等利用給付認定の区分◆

認定区分（給付要件）			給付に係る施設・事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定・新3号認定以外の子ども	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が、市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

令和5年度の認定区分ごと、年齢ごとの利用人数は、市内公立幼稚園が302人、市内保育所・認定こども園が2,129人など、表のとおりです。この表は、本市に住所のある児童の市内・市外での利用分です。

なお、年度値は、幼稚園・認定こども園教育部は、学校基本調査の基準日である5月1日、途中入退所による毎月の利用の変動が大きい保育所等は翌年3月1日をデータ捕捉日としています。

◆令和5年度の幼稚園、保育所等の年齢ごとの利用人数◆

(単位：人)

区分等	利用施設	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定 (R5.5.1)	市内公立幼稚園				100	91	111	302
	市外公立幼稚園				0	0	0	0
	市内私立幼稚園 (市外からの通園児除く)				196	170	210	576
	市内認定こども園							
	市外私立幼稚園				9	16	14	39
	市外認定こども園				10	13	17	40
	小計				315	290	352	957
2・3号 認定 (R6.3.1)	市内保育所 市内認定こども園	210	338	392	409	385	395	2,129
	市外保育所・ 市外認定こども園	3	6	6	14	15	17	61
	認可外保育所	10	7	5	1	1	1	25
	小計	223	351	403	424	401	413	2,215
合計		223	351	403	739	691	765	3,172

※保育所には地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）を含む。

令和5年度末の「待機児童数」（認可保育所・地域型保育事業への入所を申し込んでおり入所要件に該当しているが、希望する保育所に空きがないなどの理由により、実際には入所していない児童の実数）は87人で、近年、90～100人前後で推移しています。

◆年度末の認可保育所等の待機児童数（旧定義）の推移◆

(単位：人)

	R2 (R元年度)	R3 (R2年度)	R4 (R3年度)	R5 (R4年度)	R6 (R5年度)
0歳児	61	52	64	61	62
1歳児	34	13	18	20	13
2歳児	23	10	6	10	10
3歳児以上	10	14	1	3	2
計	128	89	89	94	87

※各年3月1日時点

（２）量の見込みと確保方策

計画期間の各年度における就学前教育・保育の量の見込みと確保方策を以下のとおり定めます。令和２～６年度の利用実績をふまえ、今後の対象人口の予測などから推計しており、令和６年度値は令和７年３月時点の見込み値です。

（２－１）３号認定（０～２歳）

３号認定における量の見込みと第２期実績、第３期確保方策は以下のとおりです。

◆３号認定（０歳）における量の見込みと確保方策◆

（単位：人／月）

	第２期(実績)					第３期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	222	215	207	201	193	273	268	263	255	250
第２期実績と第３期確保方策(B)	200	217	204	223	232	234	243	243	243	243
B－A	-22	2	-3	22	39	-39	-25	-20	-12	-7

※「第２期（実績）」のA欄は第２期計画に計上した値、B欄は実績値です（以下同じ）。

第３期（確保方策）の量の見込みでは、各年３月時点で発生する待機児童の見込み数を加算しており、計画期間中において、通年での待機児童の解消を段階的に進める計画としています。

◆３号認定（１歳）における量の見込みと確保方策◆

（単位：人／月）

	第２期(実績)					第３期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	760	760	750	740	730	370	400	396	392	384
第２期実績と第３期確保方策(B)	696	717	797	754	787	370	385	385	385	385
B－A	-64	-43	47	14	57	0	-15	-11	-7	1

※第２期（実績）のR2～６年度値は、１・２歳の合計値です。

◆３号認定（２歳）における量の見込みと確保方策◆

（単位：人／月）

	第２期(実績)					第３期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	760	760	750	740	730	425	378	408	404	400
第２期実績と第３期確保方策(B)	696	717	797	754	787	425	443	443	443	443
B－A	-64	-43	47	14	57	0	65	35	39	43

※第２期（実績）のR2～６年度値は、１・２歳の合計値です。

(2-2) 2号認定(3～5歳の保育所等利用)

2号認定における量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

◆2号認定における量の見込みと確保方策◆

(単位：人／月)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	1,140	1,140	1,125	1,110	1,095	1,257	1,231	1,194	1,194	1,170
第2期実績と第3期確保方策(B)	1,164	1,191	1,192	1,238	1,298	1,298	1,358	1,358	1,358	1,358
B-A	24	51	67	128	203	41	127	164	164	188

(2-3) 1号認定(3～5歳の幼稚園等利用)

1号認定における量の見込みと第2期実績、第3期確保方策は、以下のとおりです。

◆1号認定における量の見込みと確保方策◆

(単位：人／月)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	1,105	1,046	991	957	926	811	766	724	709	678
第2期実績と第3期確保方策(B)	1,069	1,082	1,001	957	842	811	766	724	709	678
B-A	-36	36	10	0	-84	0	0	0	0	0

※R6の実績値は令和7年3月時点の見込み値

(3) 休日保育の実施

本市では市内1園で休日保育を実施し、休日に就業が必要な家庭のニーズに対応しています。第3期計画期間においても、当該事業を継続していきます。

〔参考〕休日保育の利用実績

	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数(人)	144	51	27	7

【事業の方向性】

本市では、子どもの数が減少していく見込みですが、女性の就業者率が高い水準で推移しており、0～2歳児の保育ニーズの増加が見込まれます。

また、老朽化に伴う市立保育・教育施設の大規模改修等が必要になってきています。そのため、保育ニーズの増加や施設の老朽化に対応できるよう、施設の統合や民間による事業者の誘致などが必要です。

3. 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、「地域子ども・子育て支援事業」についても、量の見込みと確保方策を「子ども・子育て支援事業計画」に記載することが必須とされています。

「地域子ども・子育て支援事業」は、国・都道府県による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業で、下記の表の(1)～(18)のメニューがあります。

なお、(14)～(16)は、令和6年4月から児童福祉法改正に伴い新たに創設された「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、(17)(18)は、令和6年子ども・子育て支援法改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられたもので、令和7年4月に施行されるため、「地域子ども・子育て支援事業」として一連の流れの中で掲載します。

◆「地域子ども・子育て支援事業」等のメニュー項目◆

(1) 利用者支援事業
(2) 地域子育て支援拠点事業
(3) 妊婦健康診査
(4) 乳児家庭全戸訪問事業
(5) 養育支援訪問事業
(6) 子育て短期支援事業
(7) ファミリー・サポート・センター事業
(8) 一時預かり事業
(9) 延長保育事業
(10) 病児・病後児保育事業
(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(14) 子育て世帯訪問支援事業〔新設〕
(15) 児童育成支援拠点事業〔新設〕
(16) 親子関係形成支援事業〔新設〕
(17) 産後ケア事業
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〔新設〕

（１）利用者支援事業

【事業概要】

「利用者支援事業」は、子どもやその保護者、または妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。基本型・特定型、こども家庭センター型（令和５年度まで母子保健型）があります。また、令和４年度児童福祉法改正により、新たに地域子育て相談機関の設置が求められるとともに、令和６年度子ども・子育て支援法の改正により、令和４年度から開始した出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援を妊婦等包括相談支援事業として制度化し実施します。

【事業の方向性】

「利用者支援事業」は、箇所数のみ計画に位置づけることとされており、確保方策のみ、以下の表のとおり定めます。

本市では、利用者支援事業（特定型）をこども政策課で、基本型（地域子育て相談機関）及びこども家庭センター型を令和６年７月より子育て応援課及び健康づくり推進課で実施しています。

基本型（地域子育て相談機関）については、中学校区に１箇所を目安（本市では８箇所）に設定することを原則とされていることから、提供体制の確保に向け、手法等を検討します。

◆「利用者支援事業」の第２期実績と第３期確保方策◆

（単位：箇所）

	第２期(実績)					第３期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基本型 （令和７年度から地域子育て相談機関として実施）	0	0	0	0	0	4	4	4	4	4
特定型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型 （令和５年度まで母子保健型）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

【事業の方向性】

「妊婦等包括相談支援事業」は、妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるよう、助産師や保健師が相談に応じ、必要な情報提供や支援につなげる伴走型相談支援を行います。

◆「妊婦等包括相談支援事業」の第2期実績と第3期確保方策◆

(単位：人/年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	—	—	—	—	—	1,716	1,683	1,647	1,605	1,569
第2期実績と第3期確保方策(B)	—	—	408	1,577	—	1,716	1,683	1,647	1,605	1,569
B - A	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・地域子育て支援センター）

【事業概要】

「地域子育て支援拠点事業」（つどいの広場・地域子育て支援センター）は、主に未就園の0歳～3歳の乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子で交流したり、育児についての相談や情報提供、子育て講座を実施したりする事業です。

【事業の方向性】

本市では市内9箇所で実施していますが、今後も現行の体制で事業を継続します。また、東西に子育て支援拠点の設置をめざすなど、さらに子育て支援を充実させていきます。

なお、第3期計画では国の基本指針に準拠し、確保方策を「箇所数」で表記します。

◆「地域子育て支援拠点事業」の量の見込みと確保方策◆

(単位：人回/年、箇所)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	17,645	16,939	16,261	15,611	15,705	13,440	13,050	13,192	12,915	12,615
第2期実績(人)	9,329	9,458	10,569	11,444	—					
第3期確保方策(箇所)						9	9	9	9	9

〔参考〕つどいの広場の利用実績

	R2	R3	R4	R5
延べ利用世帯数(世帯)	5,764	6,518	6,628	7,637
延べ利用児童数(人)	7,244	8,028	8,392	9,286

〔参考〕地域子育て支援センターの利用実績

	R2	R3	R4	R5
延べ利用世帯数(世帯)	1,902	1,283	1,968	1,790
延べ利用児童数(人)	2,085	1,430	2,177	2,158

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

「妊婦健康診査」は、医療機関における妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【事業の方向性】

本市では、母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布し助成を行っています。今後も、現状どおり、妊娠届出を行った全世帯に助成することで、適切な時期に必要な検査を受けられるよう健診の受診を奨励します。

◆「妊婦健康診査の対象人数」の量の見込みと確保方策◆

（単位：人／年）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	933	900	871	838	838	858	841	823	802	784
第2期実績と第3期確保方策(B)	1,053	1,026	1,036	856	－	858	841	823	802	784
B－A	120	126	165	18	－	0	0	0	0	0

◆「妊婦健康診査の健診回数」の量の見込みと確保方策◆

（単位：人回／年）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	8,397	8,100	7,839	7,542	7,542	7,293	7,148	6,995	6,817	6,664
第2期実績と第3期確保方策(B)	9,044	8,530	8,916	6,880	－	7,293	7,148	6,995	6,817	6,664
B－A	647	430	1,077	－662	－	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

「乳児家庭全戸訪問事業」は、生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に助産師や保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

【事業の方向性】

現状どおり、生後4か月までの乳児のいるすべての世帯を訪問していきます。

◆「乳児家庭全戸訪問事業」の量の見込みと確保方策◆

(単位：人／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	622	600	581	559	559	572	561	549	535	523
第2期実績と第3期確保方策(B)	615	597	628	539	－	572	561	549	535	523
B－A	－7	－3	47	－20	－	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

「養育支援訪問事業」は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

【事業の方向性】

本市では、第2期計画において、育児支援家庭訪問事業と育児ヘルパー派遣事業を計上していましたが、第3期計画では新設された「子育て世帯訪問支援事業」に移行します。

本事業では、所属先のない未就園児家庭のうち、特に支援が必要と認められる訪問対象児童を計上し、中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して、適切な児童の養育環境の維持・改善などをめざす指導・助言などの支援を進めます。

◆「養育支援訪問事業」の量の見込みと確保方策◆

(単位：人／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	50	50	50	50	50	53	53	53	53	53
第2期実績 (養育支援家庭訪問)	17	7	11	13	－	－	－	－	－	－
第2期実績 (育児ヘルパー派遣)	34	42	40	36	－	－	－	－	－	－
第3期確保方策 (支援が必要と認められる未就園児家庭訪問)	－	－	－	－	－	53	53	53	53	53

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業概要】

「ショートステイ」は、保護者が疾病、疲労などの理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などで子どもを一定期間預かる事業です。

「トワイライトステイ」は、保護者が仕事などの理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭における子どもの養育が困難な場合に児童養護施設などで子どもを保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。

【事業の方向性】

家庭での養育が一時的に困難になったり、緊急に保護を要する場合など、児童福祉施設等における養育・保護を行うため、委託先と連携し対応します。令和6年度に国の要綱が改正され、利用期間が拡大されたことに伴い、利用の拡大を見込みます。

◆「ショートステイ」の量の見込みと確保方策◆

（単位：人日／年）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	70	70	70	70	70	131	128	126	125	122
第2期実績と第3期確保方策(B)	87	60	189	103	-	131	128	126	125	122
B - A	17	-10	119	33	-	0	0	0	0	0

◆「トワイライトステイ」の量の見込みと確保方策◆

（単位：人日／年）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2期実績と第3期確保方策(B)	0	0	0	0	-	5	5	5	5	5
B - A	0	0	0	0	-	5	5	5	5	5

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象分）

【事業概要】

「ファミリー・サポート・センター事業」は、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）とが会員となって相互援助を行う事業で、本市では、こども政策課に事務局を置いています。

【事業の方向性】

本市のファミリー・サポート・センターは、保育所や学童クラブの送迎などを中心に利用されています。

今後も利用者の声を聴きながら子育ての相互援助をさらに進めるため、周知等に努めるとともに、研修会などを開催し資質向上を図ります。

なお、就学前児童分は、次項「一時預かり」に含めています。

◆「ファミリー・サポート・センター事業（就学児[低学年]分）」の量の見込みと確保方策◆

(単位：人回／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	206	200	196	192	192	294	285	280	273	273
第2期実績と第3期確保方策(B)	653	287	271	79	-	294	285	280	273	273
B - A	447	87	75	-113	-	0	0	0	0	0

◆「ファミリー・サポート・センター事業（就学児[高学年]分）」の量の見込みと確保方策◆

(単位：人回／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	12	12	12	12	12	89	87	86	83	83
第2期実績と第3期確保方策(B)	95	111	92	104	-	89	87	86	83	83
B - A	83	99	80	92	-	0	0	0	0	0

〔参考〕ファミリー・サポート・センターの会員登録者数

	R2	R3	R4	R5
会員登録数(人)	250	234	213	221

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

「一時預かり事業」は、家庭で日中保育することが一時的に困難となった就学前児童について、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。幼稚園・認定こども園教育部の通常就園時間後の「預かり保育」や保育所・認定こども園保育部の「一時保育」があります。

【事業の方向性】

現状どおり、事業を継続します。

なお、ファミリー・サポート・センター事業などによる一時預かりや、保育所・認定こども園保育部の「一時保育」と連携して提供体制の確保に努めます。

◆「幼稚園・認定こども園教育部の預かり保育」の量の見込みと確保方策◆

(単位：人回／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	43,529	42,923	41,680	40,894	40,183	32,055	31,497	30,949	30,410	29,881
第2期実績と第3期確保方策(B)	38,757	44,631	37,521	38,078	32,623	32,623	32,623	32,623	32,623	32,623
B - A	-4,772	1,708	-4,159	-2,816	-7,560	568	1,126	1,674	2,213	2,742

◆「保育所・認定こども園保育部の一時保育」の量の見込みと確保方策◆

(単位：人回／年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	4,563	4,426	4,293	4,147	4,006	754	728	703	679	656
第2期実績と第3期確保方策(B)	1,836	1,285	1,356	781	781	781	781	781	781	781
B - A	-2,727	-3,141	-2,937	-3,366	-3,225	27	53	78	102	125

※教育部の預かり保育は、在園児を対象にほぼ毎日定期的に利用されますが、保育部の一時保育は、在園児以外を対象に一時的な利用が主となるため、両者の利用規模は異なります。

(9) 延長保育事業

【事業概要】

「延長保育事業」は、2号・3号認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を行う事業です。

本市では、民間3園で実施している19～20時の保育を延長保育と位置づけています。

【事業の方向性】

引き続き3園で実施することで提供体制の確保に努めます。

◆「延長保育事業」の量の見込みと確保方策◆

(単位：人、箇所)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	235	228	221	214	207	200	193	186	179	172
第2期実績と第3期 確保方策(B)	173	240	237	185	202	202	202	202	202	202
B - A	-62	12	16	-29	-5	2	9	16	23	30
箇所数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

(10) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

「病児・病後児保育事業」は、子どもが病気にかかり、保護者も仕事などで子どもを看られない時に、小児科部門を持つ医療機関との連携を図った保育所などで、病気の子どものを一時的に保育する事業です。現在、済生会富田林病院内保育施設「なでしこ保育園」(1日あたり最大4名/事前登録が必要)で実施しています。

【事業の方向性】

送迎困難な家庭などが利用できる機会の確保・充実を図るため、令和9年度開始をめざし、金剛保育園の適正規模化により発生する保育室を活用した病児保育事業の準備を進めます。

◆「病児・病後児保育事業」の量の見込みと確保方策◆

(単位：人日/年)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	110	107	104	100	97	154	149	196	194	188
第2期実績と第3期 確保方策(B)	126	114	126	154	-	154	149	196	194	188
B - A	16	7	22	54	-	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業概要】

「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

◆令和6年5月の各学童クラブの入会者数◆

（単位：人）

	低学年	高学年	合計		低学年	高学年	合計
喜志学童クラブ（Ａ・Ｂ）	73	36	109	高辺台学童クラブ（Ａ・Ｂ）	46	13	59
新堂学童クラブ（Ａ・Ｂ）	30	12	42	久野喜台学童クラブ（Ａ・Ｂ・Ｃ）	81	48	129
富田林学童クラブ（Ａ・Ｂ）	68	15	83	寺池台学童クラブ（Ａ・Ｂ・Ｃ）	94	44	138
川西学童クラブ（Ａ・Ｂ）	73	11	84	伏山台学童クラブ	33	20	53
錦郡学童クラブ（Ａ・Ｂ）	47	12	59	喜志西学童クラブ（Ａ・Ｂ）	61	20	81
彼方学童クラブ	37	8	45	藤沢台学童クラブ（Ａ・Ｂ）	74	29	103
大伴学童クラブ	45	11	56	小金台学童クラブ（Ａ・Ｂ・Ｃ）	90	40	130
東条学童クラブ	12	10	22	向陽台学童クラブ（Ａ・Ｂ）	102	29	131
				合計	966	358	1,324

【事業の方向性】

本市では待機児童は発生していませんが、共働き世帯の増加により量の見込みは拡大する可能性もあります。16校区それぞれにおいて、利用を希望する児童が全員利用できるよう、施設整備や支援員の確保等、提供体制の確保に努めます。

◆「放課後児童健全育成事業（学童クラブ[低学年]）」の量の見込みと確保方策◆

（各年度5月現在の入会者数 単位：人）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	830	830	830	830	830	954	966	934	908	879
第2期実績と第3期確保方策(B)	885	875	855	888	966	966	966	966	966	966
B－A	55	45	25	58	136	12	0	32	58	87

◆「放課後児童健全育成事業（学童クラブ[高学年]）」の量の見込みと確保方策◆

(各年度5月現在の入会者数 単位：人)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	292	292	292	292	292	355	359	355	351	352
第2期実績と第3期確保方策(B)	284	322	309	319	358	358	358	358	358	358
B - A	-8	30	17	27	66	3	-1	3	7	6

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、保護者の世帯所得の状況などを勘案して、教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」が始まり、保育所・幼稚園などに在園する3歳以上児の保育料が無償になりました。

【事業の方向性】

本市においては、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在園する年収360万円未満相当世帯の子どもと、小学3年生以下の子どもを第1子とした第3子以降の子どものいる世帯の負担軽減のため、食材料費の副食費分について助成しており、引き続き当該事業を推進します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」は、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【事業の方向性】

この事業については、事業の性質上、数量による量の見込みや確保方策は定めませんが、引き続き当該事業を推進します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

「子育て世帯訪問支援事業」は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

第3期計画では、従前の養育支援訪問事業が本事業に移行します。

【事業の方向性】

今後も、妊婦または出産後12か月以内の産婦に対して、育児、家事援助等が必要と認められる家庭への育児ヘルパー派遣事業を実施します。また、家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭を家庭訪問支援員が訪問することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを防ぎます。

◆「子育て世帯訪問支援事業」の量の見込みと確保方策◆

(単位：人／年)

	第3期(確保方策)				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	50	50	50	50	50
第3期確保方策(B)	60	59	57	57	56
B－A	10	9	7	7	6

〔参考〕育児ヘルパーの利用実績

	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数(人)	322	382	342	292

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

市町村が実施主体となり(委託可)、定員20人を基本に、管理者または支援員のうち1人以上が常勤といった要件がある専門サービスです。

【事業の方向性】

本市では、本事業に該当する事業はなく、今後、委託業務等による事業実施を研究していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

「親子関係形成支援事業」は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【事業の方向性】

本市では、子育て応援課において、「前向き子育てプログラム（トリプルP）」「MY TREE パレンツ・プログラム」を、教育指導室において、ペアレントトレーニングを実施しています。今後も事業を継続しながら、子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えた子育て家庭を支援していきます。

◆「親子関係形成支援事業」の量の見込みと確保方策◆

(単位：人／年)

	第3期(確保方策)				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	16	16	16	16	16
第3期確保方策(B)	28	28	28	28	28
B－A	12	12	12	12	12

(17) 産後ケア事業

【事業概要】

「産後ケア事業」は、出産後、母親やその家族が安心して子育てができるよう、助産師等による産後の体調管理と育児をサポートする事業です。本市では日帰り・宿泊型・訪問型を実施しています。

【事業の方向性】

デイサービス（日帰り）・ショートステイ（宿泊）・アウトリーチ（訪問）で、助産師などから授乳指導や乳房のケア、育児相談など産後の支援を受けられるサービスに制度が拡充されたことに伴い、本市においても量の見込みと確保方策を設定します。

◆産後ケア事業の量の見込みと確保方策◆

（単位：人日／年）

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)						327	322	318	313	304
第2期実績と第3期 確保方策(B)	50	99	92	152	—	327	322	318	313	304
B－A						0	0	0	0	0

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

「乳児等通園支援事業」は、0～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。令和8年度から本格実施されますが、本市では、令和6年7月から、市立若葉保育園で試行事業（週1回（決まった曜日での定期利用）、5時間、市民税課税世帯1,700円／日（給食含む）、1日あたり最大5名）を実施しています。

【事業の方向性】

令和7年度から、金剛保育園の規模適正化により生まれる保育室を活用し、若葉保育園に加えて1日10人の受け入れを行います。令和8年度以降も、ニーズにより新たに民間施設での受け入れを計画します。

◆「こども誰でも通園制度の利用定員」の量の見込みと確保方策◆

（単位：人／月）

	第3期(確保方策)				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	75	100	100	100	100
第3期確保方策(B)	75	100	100	100	100
B－A	0	0	0	0	0

第7章 施策の展開

本章では、第5章で示したとおり、3つの基本目標、6つの主要施策、21の個別施策に基づき、体系的に取り組みを進めます。

◆施策体系◆（再掲）

基本目標		主要施策		個別施策	
1	ライフステージに応じた健やかな成育の支援	1	妊娠・出産・乳幼児期の支援	1	妊娠・出産期の健康づくりの推進
				2	乳幼児期の健康づくりの推進
				3	療育・発達支援の推進
				4	就学前教育・保育の推進
				5	地域子ども・子育て支援の推進
		2	学童期・青年期の支援	6	地域とともに歩む学校教育の推進
				7	子ども・若者の居場所づくり
				8	青少年健全育成と若者の活躍支援
2	すべての成育過程にわたる多様な支援の推進	3	権利擁護と課題を抱える子どもへの支援	9	子どもの権利を守る制度の確立
				10	要保護児童対策の推進
				11	障がいのある子どもへの支援の充実
				12	子どもの貧困対策の推進
				13	複合課題のある家庭の支援
		4	安全・安心な暮らしの確保	14	安全・安心なまちづくりの推進
				15	安心医療の確保
				16	食育の推進
3	子育て当事者へのきめ細かな支援の推進	5	きめ細かな相談支援の推進	17	包括的な相談支援の推進
				18	経済的負担の軽減
		6	子育てにやさしい社会づくり	19	仕事と家庭の調和に向けた支援
				20	ひとり親家庭への支援の推進
				21	快適な生活環境の確保

基本目標 1. ライフステージに応じた健やかな成育の支援

主要施策 1 妊娠・出産・乳幼児期の支援

妊娠・出産・乳幼児期の支援として、医療機関等と連携しながら、包括的な健康づくり支援を進めるとともに、発育・発達上の課題を早期に発見し、適切な療育・発達支援につなげていきます。また、保育所・幼稚園・認定こども園での教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めます。

個別施策 1 妊娠・出産期の健康づくりの推進

妊娠・出産期は、妊婦の心身の状況が日々変化するとともに、赤ちゃんの健康への影響も大きい時期です。

この時期は、妊婦は、妊産婦健康診査や出産を行う医療機関との関わりが中心ですが、本市では、母子健康手帳の交付時に妊婦とつながることで、妊娠、出産、育児の相談に応じ、安心・安全な出産に向けて指導・支援を行っていきます。

また、プレママ・パパ教室などを通じて、出産に向けた両親への意識啓発を図ります。

さらに、不妊・不育症で悩む市民の相談に応じ、必要時関係機関の紹介を行う等、寄り添った支援に努めます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
1	母子健康手帳交付	妊婦・乳幼児健診の結果などを記録し、経年で健康管理に活用する母子健康手帳を交付します。	健康づくり推進課
2	初回産科受診費用助成 新規掲載	非課税世帯及び生活保護世帯に属する方が、妊娠判定検査のため医療機関を受診した費用の一部を助成します。	健康づくり推進課
3	産婦健診事業	産後2週間頃と産後1か月頃の2回の産婦健診について費用を助成します。	健康づくり推進課
4	妊婦一般健康診査	医療機関で行う妊婦の健康診査に対して、受診券（14回分）と補助券3枚を配布して助成します。	健康づくり推進課
5	妊婦歯科健康診査 新規掲載	妊婦の口腔衛生の向上を図るため、妊娠中に歯科健診を実施します。	健康づくり推進課
6	プレママ・パパ教室	父親も含め、妊娠期間中に知識を得たり、交流するために受講する教室です。	健康づくり推進課
7	産後ケア事業	生後4か月未満の乳児・産婦に、医療機関等で助産師などによる心身のケアを日帰りや宿泊の形態で提供します。生後1年未満の乳児・産婦を対象とした訪問看護型も実施します。	健康づくり推進課

No	事業名	事業の概要	担当課
8	不育症治療費助成 新規掲載	不育症（流産あるいは死産の経験が2回以上ある状態）の医療保険適用外の検査や治療費の一部を助成します。	健康づくり推進課
9	妊婦等包括相談支援事業 新規掲載	妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるよう、助産師や保健師が相談に応じ、必要な情報提供や支援につなげる伴走型相談支援を行います。	健康づくり推進課
10	妊婦のための支援給付 新規掲載	妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせ、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	健康づくり推進課

個別施策2 乳幼児期の健康づくりの推進

乳幼児期は、身体発育、精神・運動発達が顕著である一方、容態の急変など、疾病・異常を来しやすい時期です。

本市では、乳児家庭への訪問、乳幼児健診、予防接種を実施し、継続的な健康状態の把握と疾病等の予防・早期発見に努めます。また、育児教室などを通じ、育児に関する情報提供、技術の伝達を図るとともに、愛着の形成や不安・悩みの軽減につなげていきます。

また、乳幼児期は歯と口の健康づくりにとっても重要な時期であり、歯科健診・歯科相談をきめ細かく実施するとともに、かかりつけ歯科医での定期的な健康管理を働きかけていきます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
11	新生児訪問	生後28日までの乳児とその家族で、訪問を希望する方を対象に家庭訪問します。	健康づくり推進課
12	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	原則出生後4か月を経過しない乳児のいるすべての家庭を訪問し、心身の状況確認、不安や悩みの相談などを行います。	健康づくり推進課
13	乳幼児訪問指導	経過観察が必要な乳幼児とその家族を対象に家庭訪問します。	健康づくり推進課
14	保育士による訪問事業（ママサポとっぴーず）	市立保育所の保育士が、未就園児がいる家庭を訪問し、悩みの相談を受け、必要な情報提供を行います。	こども政策課

No	事業名	事業の概要	担当課
15	乳幼児健診（乳児一般健康診査）（4か月児健診）（乳児後期健康診査）（1歳7か月児健診）（3歳6か月児健診）	疾病の予防や早期発見・早期治療、保護者の不安解消を図るために、発育、発達、栄養、育児、歯科に関する相談、保健指導を実施します。	健康づくり推進課
16	乳幼児健診（5歳児健診） 新規掲載	令和6年度から新たに5歳児健診を開始し、発育や発達について確認するとともに、保護者の悩みや困りごとの相談に応じ、幼児の心身の健康の増進を図ります。	健康づくり推進課
17	歯科疾患の予防（2歳6か月児歯科健診）（1歳8か月児歯科フォロー教室）（2歳7か月児歯科フォロー教室）	虫歯等の歯科疾患を予防し、生涯を通じた口腔衛生の基礎を築くことを目的に、幼児とその保護者を対象に、口腔内診査、予防措置（フッ素塗布）、保健指導等を実施します。	健康づくり推進課
18	ブックスタート事業	4か月児健診時に絵本を配布し、絵本を通じた子育てを支援します。健診の待ち時間にはボランティアによる絵本の読み聞かせも行います。	図書館
19	予防接種の実施	予防接種法に基づき、五種混合ワクチンなど定められた予防接種を実施します。	健康づくり推進課
20	育児教室（ぴよぴよクラス）（すくすくクラス）	4～7か月児（ぴよぴよクラス）、1歳～1歳3か月児（すくすくクラス）とその保護者を対象に、離乳食の進め方などをテーマとした教室を開催します。	健康づくり推進課
21	のびのび広場	1歳7か月児健診の経過観察のために、月に1回、おおむね2歳まで参加する教室です。	健康づくり推進課
22	見守りおむつ定期便 新規掲載	「見守り配達員」が生後2か月から1歳の誕生日を迎える月まで子育て用品をお届けし、状況確認や相談支援を行います。	こども政策課

個別施策3 療育・発達支援の推進

発達上の課題や養育上の課題、疾病・障がいなどがあり、心身の発達に支援が必要な子ども・保護者に対しては、健診や発達相談、保育所・幼稚園・認定こども園での教育・保育などにおいて、課題の早期発見に努めるとともに、チューリップ教室や健康診査等を通じて経過観察・伴走支援に努め、医療機関や専門療育機関等と連携しながら、チームで発育・発達を支援していきます。

また、令和6年4月に新設した子育て応援課発達支援係を中心に、施策の充実に努めます。市立保育所では、保育と療育の両立を図るため、令和9年度開始をめざし、金剛保育園の適正規模化により発生する保育室を活用したニーズの高い療育提供の準備を進めます。その他、子どもとのより良い関わり方を学ぶ「ペアレントトレーニング」などを通じた保護者支援を進めるとともに、「つながるファイル」等を活用し、保護者と支援機関間、支援機関同士の継続的な関係づくりに努めます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
23	発達障がい児等療育支援事業	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団の「こども発達支援センターSun」において、発達のサポートが必要な児童に対し、個別プログラムに基づく療育と保護者研修を実施します。	子育て応援課
24	通園施設運営補助事業	社会福祉法人聖徳園が運営する児童発達支援センターに対して補助金を交付し、その保育内容の充実と運営の健全化を図ります。	子育て応援課
25	乳幼児二次健診（約束健診）（発達相談）	乳幼児健診等により経過観察が必要な乳幼児に医師による診察や、心理相談員、保健師、管理栄養士による相談を行います。	健康づくり推進課
26	幼児の健全発達支援（チューリップ教室）	1歳7か月児健診・2歳6か月児歯科健診・3歳6か月児健診などで紹介・希望された子どもと保護者を対象に、発育・発達を支援するため、年齢に応じた教室を開催しています。	子育て応援課
27	つながるファイル	支援関係者が情報共有を図るため、子どもの成長の様子や、これまでに受けた支援・教育を記録し、乳幼児期から成人するまで活用する記録簿です。	子育て応援課ほか
28	子どもの発達相談	発達面に課題のある児童の保護者からの相談に専門職員が応じ適切なアドバイスや支援を行います。	子育て応援課
29	保育士等巡回相談	保育施設に所属する子どもたちの健全な成長発達のために、心理相談員と保育士が保育施設を巡回し、保育者や保護者を対象に助言を行います。	子育て応援課

個別施策 4 就学前教育・保育の推進

保育所・幼稚園・認定こども園では、保育士・教職員などの人材の確保・育成に努め、身近な体験を通じた人や自然を大切にする心を育てる教育・保育を推進するとともに、低年齢からの受け入れや長時間の保育、病児保育など、仕事と子育ての両立をかなえる体制の確保に努めます。

また、金剛保育園の適正規模化により発生する保育室を活用した医療的ケア児の受け入れについて、人員体制の整備を進めます。

(※「就学前教育・保育の量の見込みと確保方策」の詳細は、第6章に記載しています。)

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
30	各園でのきめ細かな就学前教育・保育の推進	保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくとともに、各園で創意・工夫を行い、充実した就学前教育・保育の実施に努めます。	こども育成課
31	延長保育事業	保護者の就業時間の形態に沿うため、通常の保育時間を越えて保育を行います。	こども育成課
32	病児保育事業	富田林病院なでしこ保育園内において、急な病気のため保育所等で預かることが困難な児童を対象に病児対応型病児保育事業（病児保育室なでしこ）を実施します。また、市立保育所（6園）、民間保育施設（6園）で、在園児を対象とする体調不良児対応型病児保育事業を実施します。	こども育成課
33	就学前教育・保育施設の整備促進	待機児童の解消を図るため、認可保育施設の設置運営事業者を募集し、必要な環境整備を行います。	こども育成課
34	幼稚園サポーター事業 新規掲載	市立幼稚園で預かり保育や給食等をサポートする地域人材「幼稚園サポーター」を育成します。	教育指導室
35	幼稚園バス運行業務 新規掲載	合同保育等により園児の移動が必要な場合に、専用のバスを運行します。	教育指導室

個別施策5 地域子ども・子育て支援の推進

少子化や核家族化が進む中で地域でのつながりや交流が希薄になっており、子を持つ親同士の親睦・交流・情報交換の機会や、そのためのきっかけづくりが求められています。

子育て家庭が地域で孤立せず、様々な支援をスムーズに受けられるよう、親子のふれあいを促進する事業や子育て家庭同士の交流、情報交換の場づくりなどを推進します。

また、家庭での保育が一時的にできなくなった時のセーフティネットとして、既存の一時預かり事業など地域子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、就労要件を問わず、3歳未満児を保育所などで受け入れる「こども誰でも通園制度」を実施し、多様な保育ニーズへの対応強化を図ります。

(※「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の詳細は、第6章に記載します。)

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
36	地域子育て支援拠点事業	主に就園前の乳幼児と保護者に、相談・情報提供・交流の場を提供します。地域子育て支援センターとつどいの広場という2つの事業形式があります。	こども政策課
37	幼児教育センター事業	教育委員会による0～2歳児とその保護者を対象とした子育て支援拠点で、子育て広場、子育て相談などの活動を行います。	教育指導室
38	家庭教育学級の実施	学校や幼稚園、地域で、生涯学習の観点から講座等を行う家庭教育事業です。	公民館
39	幼稚園・保育所等の地域開放の促進	幼稚園・保育所等が地域に開かれた施設となるよう、親子ふれあい広場、園庭開放、教職員による子育て相談などを行います。	教育指導室
40	地域による教育支援活動の推進（幼稚園）	幼稚園の活動を、中学校区ごとに組織されている地域住民による教育支援の組織「地域教育協議会」と連携して進めます。	教育指導室
41	地区・校区福祉委員会の子育てサロン	自治会単位の自主的な福祉活動団体である「地区・校区福祉委員会」の一部で「子育てサロン」が開催されています。	増進型地域福祉課
42	乳幼児クラブ事業	児童館での乳幼児と保護者を対象としたサークル形式の教室で、親子ふれあい遊び、ワークショップなどの活動を行っています。	児童館

No	事業名	事業の概要	担当課
43	子育て支援ネットワーク事業	北部、南東部、金剛、金剛東の4ブロックごとに、「ブロックだより」の発行などを通じて、地域団体による子育て支援のネットワークづくりを進める活動です。	こども政策課
44	一時預かり事業 (一般型・余裕活用型)	未就園児を民間保育施設(6園)で一時的に預かる事業です。また、幼稚園や認定こども園幼児部で規定の通園時間後も預かる事業(預かり保育)もあります。	こども育成課
45	乳児等通所支援事業(こども誰でも通園制度) 新規掲載	保護者の就労要件を問わず、0～2歳児が保育所等で保育を受けられる制度です。	こども育成課
46	子育て世帯訪問支援事業	育児や家事援助等が必要と認められる家庭への育児ヘルパー派遣事業を実施します。また、不安や負担を抱える子育て家庭を家庭訪問支援員が訪問することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを防ぎます。	こども政策課 子育て応援課
47	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(援助会員)とが会員となって相互援助を行います。	こども政策課
48	子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)	緊急一時的に親子の保護を必要とする場合に、児童養護施設等において、養育・保護を行います。	子育て応援課
49	(仮称)こども・子育てプラザ整備事業(西施設・東施設) 新規掲載	市の東西2箇所に整備を計画している、子どもや子育て家庭のための交流施設です。	金剛地区再生室 児童館

主要施策2 学童期・青年期の支援

学童期・青年期の支援として、各小中学校において、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで、生きる力を育む教育を推進するとともに、保護者の就業状態を問わず、すべての小学生の放課後の居場所の確保を図ります。また、青少年・若者の地域社会とのつながりづくりを進め、青少年・若者をめぐる諸課題の解決にもつなげていきます。

個別施策6 地域とともに歩む学校教育の推進

学校教育では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育てるとともに、変化の激しい社会を生き抜くため、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、問題を解決する資質や能力の育成を図ります。

また、就学前から小学校、小学校から中学校へと成長していく中で、小中学校9年間の連続性や発展性のある学びを推進するとともに、学校と地域の協働活動による地域ぐるみの教育を推進します。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
50	個性と能力を伸ばす学校教育の推進	国の学習指導要領や本市の教育大綱、各学校の学校経営指針に基づき、個性と能力を伸ばす教科教育、課外活動を行います。	教育指導室
51	地域による教育支援活動の推進	「教育コミュニティづくり」をめざし、8中学校区単位に、PTA、学校支援ボランティアなど地域住民の協力を得ながら、学校・家庭・地域が協働で、学校の活動や社会教育活動を組織的にを行います。	教育指導室 (中学校)
52	児童・生徒のこころのケアの推進	教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが、面会や電話・メールなどで悩みや不安を抱える児童生徒や保護者の相談を受け、問題解決に向けた支援を行います。	教育指導室
53	教育施設の整備充実	「富田林市公共施設等総合管理計画」等に基づき、学校（園）の施設・設備の計画的な修繕等を進めます。	教育総務課

個別施策 7 子ども・若者の居場所づくり

放課後や休日の地域での居場所は、生活習慣、学習習慣、人や社会と関わる力、自己肯定感など、生きる力を身につけるために重要です。

子ども・若者が、放課後や休日を安心・安全に過ごし、友人や地域住民とのつながりを通して、多様な体験や活動ができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館、公民館・図書館、きらめき創造館、子ども食堂など、居場所づくりの事業の充実に努めます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
54	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図ります。	こども育成課
55	放課後子ども教室推進事業	共働き家庭だけでなく、すべての小学生を対象とする放課後活動で、本市では、学生ボランティアの協力を得て学習支援を実施します。	生涯学習課
56	小・中学生育成事業	小・中学生の子どもが、放課後や土曜日・長期休み期間に、児童館を楽しく安全な居場所として自由に利用でき、専門の職員(児童厚生員)による遊びを通じた子どもの健全育成を図ります。	児童館
57	子ども対象の生涯学習事業	公民館や図書館などの生涯学習施設で、子どもや子育て家庭を対象とした講座やイベントなどを行います。	図書館 公民館
58	きらめき創造館の利用促進	「きらめき創造館」は、青少年をはじめとした市民の自主的な活動を支援する施設で、自習室・交流スペースが日常的に利用されるほか、青少年・若者向けの事業・イベントを行います。	生涯学習課
59	子ども食堂運営支援事業	地域の団体や飲食店等が、食事や居場所の提供を行う「子ども食堂」の運営を、社会福祉協議会と連携して支援します。	こども政策課
60	子どもの学習支援事業	福祉施策として、中学生などを対象に、大学生の学習支援サポーターによる学習サポート、勉強の悩み相談、参加者同士の交流会などを行います。	増進型地域福祉課
61	(仮称) こども・子育てプラザ整備事業(西施設・東施設) 【再掲】 新規掲載	市の東西2箇所に整備を計画している、子どもや子育て家庭のための交流施設です。	金剛地区再生室 児童館

個別施策8 青少年健全育成と若者の活躍支援

青少年・若者をめぐるっては、体や心の発達・変化が著しい時期であることから、不登校、ひきこもり、ニートなど、孤独・孤立状態におちいたり、飲酒・喫煙・薬物の乱用をはじめとする非行、健康問題が生じることもあります。

このため、地域の学習・スポーツ活動などへの青少年・若者の参加を促進し、青少年・若者が、地域社会とつながりを持つことで、自己肯定感を持ち、自分らしさを大切にしながら成長し、社会で活躍することを支援していきます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
62	市こども会育成連絡協議会活動助成	子ども会相互の交流などの活動に助成を行います。	生涯学習課
63	ジュニア・スポーツリーダー・スクール	富田林市スポーツ推進委員協議会が主催するジュニアリーダー養成事業として、小学校4年生から中学生を対象に、キャンプ、スキーなどの集団活動を行います。	生涯学習課
64	青少年指導員への事業委託	市長から委嘱された青少年指導員が、青少年の健全育成を図るための事業を実施します。	生涯学習課
65	ロビースタッフ配置事業	きらめき創造館で青少年の交流支援やロビースタッフによる相談を実施します。	生涯学習課
66	若者会議 新規掲載	若者の声を汲み上げ、若者が活躍できるまちづくりを推進するため、若者が富田林に必要な施策や取り組みなど、まちづくり全般に関する事項について検討・協議し、その結果を市長に報告する取り組みです。	生涯学習課
67	不登校児童生徒対策の推進	教育支援センター「すこやかスクールYOU YOU」、校内教育支援ルーム「Poco」など、教室外の居場所づくりや復帰をめざした相談支援学校を行います。	教育指導室
68	ひきこもり等相談窓口事業	ひきこもりなどの困難を抱える青少年やその家族に対し、生涯学習課を窓口相談を受け、必要な支援の助言を行います。	生涯学習課

基本目標 2. すべての成育過程にわたる多様な支援の推進

主要施策 3 権利擁護と課題を抱える子どもへの支援

権利擁護と課題を抱える子どもへの支援に向け、子どもの権利を守る制度の確立に努めるとともに、要保護児童対策、障がい福祉施策、「インクルーシブ教育・保育」の理念をふまえた特別支援教育・障がい児保育、子どもの貧困対策、ヤングケアラー支援、日本語がわからない子ども・家庭への支援などを総合的に進めます。

個別施策 9 子どもの権利を守る制度の確立

こども基本法では、子どもの権利条約の「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」をふまえて基本理念が掲げられています。

本市では、平成13年に「富田林市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、人権教育をはじめとする人権施策を推進していますが、こども基本法の制定を受け、「こどもの権利に関する条例」を新たに制定し、子どもの権利の理解・尊重とともに、権利侵害を救済する体制強化に努めます。

また、配偶者暴力（DV）は、子どもへの多大な人権侵害であり、関係機関と連携しながら、防止対策や被害者保護に努めます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
69	「こどもの権利に関する条例」の制定・推進 新規掲載	こどもの権利に関する条約やこども基本法などの上位の法制度に基づき、本市にふさわしいこどもの権利に関する条例の制定をめざします。	こども政策課
70	こどもの権利擁護の体制整備 新規掲載	こどもの権利侵害に対する本市独自の第三者機関の設置の必要性を検討します。	こども政策課
71	人権の花運動	市と法務局、人権擁護委員が協力して行う人権啓発活動で、人権教室や小学校への球根の配布などを行います。	人権・市民協働課
72	子どもの人権を尊重する啓発・相談活動	子ども自身が権利の主体として自覚・自立していけるよう、人権教育・啓発活動を行います。	人権・市民協働課

No	事業名	事業の概要	担当課
73	多様性の尊重に関する取り組み	性の多様性や多様な家族の在り方などを伝えるため、LGBTQに関する講座や絵本の読み聞かせ等、様々な機会の提供に取り組めます。	人権・市民協働課
74	性的マイノリティに対する研修	性的マイノリティに対する理解を促進するため、各学校園の教職員の研修を進めます。	教育指導室
75	総合相談事業（人権相談・生活相談）	多文化共生・人権プラザにおいて、相談員が人権や生活に関する相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な支援を行います。	人権・市民協働課
76	女性相談事業	子育てなど女性の抱える様々な悩みについて、「フェミニストカウンセラー」や女性電話相談員による相談、「女性のための法律相談」を行います。	人権・市民協働課
77	ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する研修の実施	DVへの適正な対応を図るため、教職員など、子育て家庭に接する職員の研修を進めます。	教育指導室
78	富田林市DV対策連絡会議の設置	DV事案に対し、本市の担当部課と警察など関係機関が連携し、被害者支援を行います。	人権・市民協働課

個別施策10 要保護児童対策の推進

「要保護児童」（虐待を受けている子どもや、親が家出、死亡など養育困難な状況にある子ども、家庭環境などに起因して情緒障がいをもつ子どもなど）や、「要支援児童」（親の育児不安、過度な負担感などで不適切な養育環境にある子ども）を早期に適切に保護・支援するため、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待防止ネットワークづくりを進めています。

令和4年6月の2歳児死亡事案を受けて、窓口相談や家庭訪問、アセスメント、実務者会議などの体制を強化しており、職員の専門性向上のための継続的な研修の推進や、関係機関との連携強化により、要保護児童等の適切な支援に努めています。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
79	要保護児童対策の人員体制・アセスメント力の強化	要保護児童対策について、職員の人員体制の強化や、子ども家庭支援員による家庭訪問の強化、実務者会議、個別ケース検討会議の充実を図り、児童虐待等の防止に努めます。	子育て 応援課
80	要保護児童対策地域協議会	市・大阪府の担当課と学校、警察など関係機関が構成員となり、要保護児童・要支援児童の状況把握、支援の必要性の検討を行い、児童虐待等の防止と虐待等発生時の早期対応を図ります。	子育て 応援課
81	虐待防止対策の周知	児童虐待等防止のために、市民全体に様々な広報・啓発活動を行います。	子育て 応援課
82	児童虐待防止に関する研修の実施	児童虐待防止の関係者・関係機関に対して、研修を進めます。	子育て 応援課
83	子どもへの暴力防止プログラム～CAP（巡回公民館講座）	子ども自らが虐待・誘拐・いじめなどから身を守る意識を育てるための講座を実施します。	公民館
84	里親制度の広報啓発	親権者の養育を受けることのできない子どもの里親や養子縁組などの制度の広報啓発を行います。	子育て 応援課
85	親支援事業	親子関係に課題がある家庭を対象に、体系化された専門プログラムを行う事業です。「親子関係形成支援プログラム『トリプルP』」や「親のセルフケア力と問題解決力の回復支援プログラム『MY TREE ペアレンツ・プログラム』」を実施します。	子育て 応援課

個別施策11 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが健やかに成長できるよう、また、家族の介助負担の軽減が図れるよう、障がい児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護など、福祉サービスの提供体制の確保・充実に努めるとともに、各種経済的支援制度の活用を促進していきます。

障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが同じ場で共に学び、遊ぶ「インクルーシブ教育・保育」の推進に向けて、学校園の教職員・保育士等の障がい・発達に関する知識・技術の向上と意識の醸成に努めるとともに、個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定・推進、必要な介助員・補助員等の配置、施設・設備の障壁の解消に努めます。

医療的ケア児が必要な支援を受けながら在宅生活を継続できるよう、学校園や福祉サービスでの受け入れ体制の確保に努めます。

今後も、関連計画である「障がい児福祉計画」との整合性を図りつつ、障がいのある子どもやその保護者が暮らしやすく教育・保育が受けやすい環境づくりに取り組んでいきます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
86	児童発達支援事業の実施体制の確保	就学前の障がいのある子どもに療育を行う児童発達支援事業を市内の対象児童が受けられるよう、提供体制の確保を図ります。	障がい福祉課
87	発達障がい児等療育支援事業【再掲】	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団の「こども発達支援センターSun」において、発達のサポートが必要な児童に対し、個別プログラムに基づく療育と保護者研修を実施します。	子育て応援課
88	通園施策運営補助事業【再掲】	社会福祉法人聖徳園が運営する児童発達支援センターに対して補助金を交付し、その保育内容の充実と運営の健全化を図ります。	子育て応援課
89	障がい福祉サービス・地域生活支援事業の実施・支援	障害者総合支援法や児童福祉法に基づき、障がい児への福祉サービスや地域生活支援事業の支援を行います。	障がい福祉課
90	障がい児への各種経済的支援事業	重度心身障がい者等医療費助成など、障がい児への経済的支援を行います。	保険年金課
91	インクルーシブ教育・保育の推進	学校園において、必要な教職員・保育士・支援員等の加配や、必要な設備改修などを行い、障がいがあってもできる限り地域の学校園で受け入れ、一人ひとりの状況に沿った個別の支援計画のもと、インクルーシブ（社会的包摂）の理念に基づき、教育・保育を行います。	こども育成課 教育指導室

個別施策12 子どもの貧困対策の推進

わが国では、「貧困線」（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない「相対的貧困世帯」の17歳以下の子どもが1割以上にのぼります。

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼすため、生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活に向けて、各種制度による経済的な支援や、就業スキルの向上やライフプランニング形成に向けた支援、「子ども食堂」や学習支援事業といった居場所づくりなどを行い、子どもの貧困の負の連鎖の解消を図っていきます。

（※詳細は、「第8章 第2期子どもの貧困対策計画」に記載しています。）

個別施策13 複合課題のある家庭の支援

発達障がいのある子どものいる家庭や、ヤングケアラー、日本語がわからない子どもや子育て家庭など、複合課題のある家庭が、母子保健、児童福祉、障がい者福祉、学校教育など分野別の制度のはざままで支援から漏れおちてしまわないよう、重層的支援による地域共生社会づくりを推進していきます。

ヤングケアラーについては、保護者が子どもの権利を侵害しているという意識が希薄であったり、子ども自身も自らをヤングケアラーと認識できず、相談につながりにくいといった課題があるため、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などが連携し、対象家庭の状況把握や見守り、助言等に努めるとともに、物理的・心理的負担を軽減する福祉サービスの利用などにつなげていきます。

日本語がわからない子どもや子育て家庭に対しては、外国語版や「やさしい日本語」版の情報媒体、翻訳アプリや絵カードなどの活用を図るとともに、学校園に日本語指導員を配置し、「サバイバル日本語」（挨拶や具体的な場面で使う日本語）の獲得から、生活言語・学習言語の定着までをめざす指導・支援を進めます。また、文化や宗教、価値観の違いの相互理解を進め、必要な対応・支援を行う多文化共生の教育・保育を推進します。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
92	重層的支援体制整備事業 による「包括的な相談支援」 新規掲載	制度のはざまの複合的な生活課題を抱える家庭に対し、分野横断的な多機関協働体制での相談支援や、継続的・伴走的な支援を行い、課題解決をめざします。	増進型地域福祉課
93	コミュニティ・ソーシャル・ワーカー配置事業	地域福祉の専門的な知識・技術を持つコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を市内3圏域に1名ずつ配置し、地域の支援が必要な家庭の見守りや相談支援を行います。	増進型地域福祉課
94	ヤングケアラー支援対策 新規掲載	学校をはじめ、障がい福祉、医療等の関係機関が連携し、ヤングケアラーの実態把握と調整・継続的な支援を行うとともに、支援制度の周知を行います。	子育て 応援課 増進型地域福祉課 教育 指導室
95	多文化共生推進事業 新規掲載	海外につながるのある子どもが安心して学校生活や日常生活を送れるよう、サマースクールやモザイクキャンプなどの交流事業や市民への啓発事業などを行います。	人権・市民協働課
96	外国人市民相談窓口事業 新規掲載	外国人市民が、各種の行政手続きや相談を多言語・ワンストップで行える窓口を設置します。	人権・市民協働課
97	日本語指導員の配置	日本語が十分でない児童生徒の在籍する学校へ日本語指導員を派遣し、学校生活及び保護者の支援を行います。	教育 指導室
98	帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業	とんだばやし国際交流協会の協力による「多言語進路ガイダンス」など、帰国・渡日児童生徒への多文化理解教育や、多言語での情報提供、相談支援を行います。	人権・市民協働課

主要施策 4 安全・安心な暮らしの確保

子どもや子育て家庭が事件や事故に巻き込まれず、大規模災害等が起こっても生命・身体・財産を守れるよう、防犯・交通安全の推進、危機管理対策の推進を図ります。

また、産科や小児科の地域医療体制の確保を図るとともに、健やかな成育の基礎となる「食」に興味を持ち、望ましい食習慣を送ることができるよう、食育を推進します。

個別施策14 安全・安心なまちづくりの推進

子どもや子育て家庭が犯罪や事故に巻き込まれず、大規模災害時にも迅速に避難し、生命・身体・財産を守れる安全・安心なまちづくりを推進します。

防犯については、新1年生への防犯ブザーの配布や学校園での防犯訓練、地域への防犯灯や防犯カメラの設置補助などを通じ、地域防犯力の向上に努めます。

交通安全については、通学路等の安全対策を進めるとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校での交通安全教室など教育・啓発活動を進めます。

防災については、各学校園や子ども・子育て家庭が利用する公共施設・福祉サービス事業所等において、避難訓練の実施、備蓄・通信環境の改善など、必要な対策の実施に努めます。また、在宅の障がい児など、災害時要配慮者・避難行動要支援者に対して、関係機関の協力のもと、個別避難計画の策定と、命を守る対策を進めるとともに、妊産婦・乳幼児など要配慮者の避難所での受け入れ環境の強化を図ります。

さらに、新型コロナウイルスや新型インフルエンザなど、感染症パンデミック発生時に子ども・子育て家庭をはじめとする市民の安全確保を図るため、関連計画による対策を進めます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
99	防犯対策事業	「学校園安全確保の日」を中心とした全市的な防犯訓練、地域や学校園での防犯教室や、新1年生への防犯ブザーの貸与、登下校時刻の「青パト」運行など、防犯対策を行います。	教育 総務課 危機管理 室
100	交通安全対策事業	学校園での交通安全教室、道路の交通安全施設・設備の補改修など、交通安全対策の取り組みを進めます。	交通 政策室 道路 公園課

No	事業名	事業の概要	担当課
101	災害時要配慮者対策事業	子ども・妊産婦など、災害時要配慮者が大規模災害時に生命・身体が守れるよう、個別避難計画の策定・運用や避難所となる施設での要配慮者支援体制の強化などを進めます。	増進型地域福祉課 危機管理室
102	感染症パンデミック対策事業	新型インフルエンザや新型コロナなどの感染症が大規模に生じても、子ども・妊産婦などが生命・身体が守れるよう、感染症の拡大防止や、学校園などの閉鎖・再開などを円滑に進められるよう、計画・マニュアルの立案・運用、訓練等の実施を進めます。	健康づくり推進課 危機管理室

個別施策15 安心医療の確保

妊娠・出産期から、乳幼児期、学童期、思春期までの成育過程に沿って、産後うつなど不適切な育児におちいることなく、子どもたちが健やかに成長できるよう、切れ目ない成育医療を確保していくことが求められます。

このため、本市の母子保健部門、学校保健部門と地域の医療機関が連携し、きめ細かな健診や産後ケア、不妊・不育症支援を進めます。

また、本市では、済生会富田林病院の協力を得て、日曜・祝日・年末年始の小児科急病診療を、南河内南部広域の関係医療機関の協力を得て、診療時間の空白となる夜間20時～翌8時、土・日・祝日16～20時の小児救急医療を実施しており、引き続き、その体制確保を図ります。

救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を担う「地域周産期母子医療センター」は、近畿大学病院に設置されており、その機能充実を大阪府等に要望していきます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
103	休日急病診療事業	済生会富田林病院で、日曜・祝日・年末年始の日中に小児科診療を行います。	健康づくり推進課
104	小児救急医療事業	南河内南部広域の輪番による当番病院で、年中無休で小児夜間急病診療を行います。	健康づくり推進課

個別施策16 食育の推進

妊娠・出産期は、お母さんの体調管理と赤ちゃんの必要な栄養素の摂取のため、成育医療・母子保健の各事業を通じ、一人ひとりにふさわしい指導を継続的に進めます。

乳幼児期は、保育所・幼稚園・認定こども園等において、好き嫌いの改善など、子どもの成長段階にあわせた指導・支援に努めるとともに、収穫・調理体験などを通して、食への関心を育てていきます。

学童期は、栄養の偏りや食生活の乱れから、小児生活習慣病などの健康問題が生じやすい時期であり、健康な体づくりにつながる安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、授業や課外活動の中で、食の体験を深め、食の世界を広げる取り組みを進めていきます。

また、地域においても、子育て家庭や子ども・若者の食育の推進に努めます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
105	母子保健事業での食育・栄養指導	健診や教室など母子保健事業の中で、食育・栄養指導を行います。	健康づくり推進課
106	保育所・幼稚園・認定こども園等での食育の推進	子ども自身が収穫した食材の提供など、年齢に応じた食育を進めるとともに、安全・安心な給食の提供に努めます。	こども育成課
107	学校での食育の推進	栄養学的な知識や地元食材の流通形態など、幅広い観点での食育を学年に応じて進めるとともに、安全・安心な給食の提供に努めます。	学校給食課
108	地域での食育の推進	子ども食堂など、地域の食に関わる活動への支援を進めます。	こども政策課

基本目標3. 子育て当事者へのきめ細かな支援の推進

主要施策5 きめ細かな相談支援の推進

命を育み、成長を促す子育ての営みは、日々、不安の連続です。妊娠期から大人になるまで、適切な時期に、必要な支援を受けながら、自信を持って子育てを行い、子どもが健やかに成長できるよう、関係者・関係機関が連携し、寄り添う相談支援を推進します。

個別施策17 包括的な相談支援の推進

妊娠期からの乳幼児期にかけての健康や発達、子育てに関する相談は、健診時やこんにちは赤ちゃん訪問の時、地域子育て支援センターや幼児教育センターの利用時、保育所・幼稚園・認定こども園の利用時など、様々な場で行われます。

こども・子育て応援センターを中心に、支援が必要な方にサポートプランを作成し、伴走的に支援するなど、妊娠期からの母子保健・児童福祉・幼児教育に関する切れ目のない相談支援を推進します。

主に学齢期の子どもと保護者の相談先は、通学する学校園の教職員やスクールソーシャルワーカー等の専門職、児童発達支援センター等の専門職、放課後児童クラブの支援員、さらには主任児童委員などの地域の人々も含め、多岐にわたります。

学校園や家庭での人間関係の悩みから、発達上の心配、不登校、いじめ・虐待など、様々な課題をもつ子どもたち・保護者に対し、関係機関が連携し、一人ひとりに寄り添う相談支援を推進します。

また、様々な媒体を活用しながら、子育てに関する情報を提供し、必要な制度・サービスの利用につなげていきます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
109	利用者支援事業	「こども・子育て応援センター」や「地域子育て相談機関」の設置、「子育てコンシェルジュ」や「助産師」等各専門職が連携し、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。	こども政策課 子育て応援課 健康づくり推進課
110	こども・子育て応援センター・地域子育て相談機関の運営 新規掲載	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援機能を有する「こども・子育て応援センター」を運営し、支援を必要とする方への「サポートプラン」の作成やケース会議等による調整を図ります。また、センターと地域子育て相談機関が地域資源開拓コーディネーターを中心に緊密な連携を図り、必要な支援につなげます。	子育て応援課 健康づくり推進課

No	事業名	事業の概要	担当課
111	子育て相談会	市の母子保健部門による保健師・助産師・栄養士・心理相談員などの専門職による個別相談で、各職種が連携して必要な支援につなげます。	健康づくり推進課
112	教育相談	市の教育部門による基本的な対面相談のしくみで、窓口相談のほか、各学校園、生涯学習施設・事業での相談、電話相談なども含む総称で、教育部門と福祉部門が連携し、必要な支援につなげます。	教育指導室
113	妊婦等包括相談支援事業 【再掲】 新規掲載	妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるよう、助産師や保健師が相談に応じ、必要な情報提供や支援につなげる伴走型相談支援を行います。	健康づくり推進課
114	見守りおむつ定期便 【再掲】 新規掲載	「見守り配達員」が生後2か月から1歳の誕生日を迎える月まで子育て用品をお届けし、状況確認や相談支援を行います。	こども政策課
115	子育て支援アプリの運営 新規掲載	妊娠期から就学前児の保護者が利用し、事業の情報を得たり、申込手続きを行える「子育て支援アプリ」の導入・運用を行います。	こども政策課
116	市政情報の発信（広報、ウェブサイト、メール配信等）	広報、ウェブサイト、メール配信などで、子育てに必要な情報を随時配信します。	関係各課

個別施策18 経済的負担の軽減

子育てに関する負担軽減を図るため、児童手当など、国・大阪府等の制度に基づく経済的支援を行うとともに、市独自の制度の充実に努めます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
117	出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者に対して、出産の費用を気にせず安心して出産していただくために、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
118	助産の扶助	経済的理由により入院助産が困難な場合に、助産施設入所での出産を支援します。	子育て応援課
119	児童手当の給付	家庭における生活の安定に寄与し、児童の健全な育成に資するために、高校生年齢までの児童を対象に手当を支給します。	こども政策課
120	児童扶養手当の給付	離婚などにより父または母がいない世帯、父または母が重度の障がいをもつ世帯で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護・養育している父または母または養育者に対して手当を支給し、子育てを支援します。	こども政策課
121	子ども医療費助成	18歳までの保険診療費の本人負担分を助成する制度で、大阪府の助成を受け、市が実施しています。	保険年金課
122	就学援助費の支給	経済的な理由で援助を希望する世帯に、学校で必要な学用品・給食・修学旅行など諸経費の一部を支給します。	教育指導室
123	進路選択支援事業	高校・大学等に経済的な理由で進学が難しい生徒に対して、必要な情報提供や相談支援を行います。	教育指導室

主要施策6 子育てにやさしい社会づくり

子育てにやさしい社会づくりに向けて、子育て家庭の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への支援を進めるとともに、ひとり親家庭が困難を抱えながらも仕事と子育てを両立させ、前向きに生活ができるよう、支援を進めます。

また、子どもたちが元気に屋外遊びを行い、親子連れで安全に外出できるよう、公園など、公共空間の魅力づくりや危険回避措置の実施に努めます。

個別施策19 仕事と家庭の調和に向けた支援

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を是正し、母親の育児負担の軽減を図ることは、家庭内での子どもの最善の利益につながります。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた男女共同参画による子育てを促進するため、「男性の育児休業の取得促進」「女性の活躍推進」など、市内の民間事業所や公共団体における働き方改革の推進を働きかけるとともに、学校園や生涯学習の場で男女平等教育、男女共同参画についての学習を進めていきます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
124	男女共同参画推進事業	男女が共に参画する子育ての意識啓発・行動変容につなげるため、フォーラムや講座など、年次計画に基づく事業を進めます。	人権・市民協働課
125	ワーク・ライフ・バランスの啓発事業	仕事重視の働き方・考え方を市民一人ひとりが改め、「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）をめざす啓発活動を進めます。	商工観光課
126	能力開発支援事業	女性の出産後の再就職などを応援するため、パソコンや調剤事務など、比較的短期間に一定の習得が可能な職業技術を習得することをめざす講座等を行います。	商工観光課
127	就労相談・就労支援制度の普及啓発	地域就労支援センターを運営し、働く意欲、希望がありながら、様々な理由により、就労に結びつかない方への就労相談・就労支援を行います。	商工観光課
128	就労支援事業	企業・事業所をはじめ、関係機関の支援・協力体制を強化し、「就職困難者等」の雇用創出につなげます。	商工観光課
129	求人情報の提供	子育て家庭をはじめ、市民が就業により安定した生活が行えるよう、ハローワーク等の求人情報を市においても庁舎等で発信します。	商工観光課
130	労働相談	社会保険労務士による労働相談を月1回実施します。	商工観光課

個別施策20 ひとり親家庭への支援の推進

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、経済的な困窮のみならず、地域での孤立、親子で心穏やかに過ごす時間の制限など、多様な課題を抱えています。

このため、「母子・父子自立支援員」や家庭児童相談などに関わる職員が連携して、経済的支援、就業支援、子育てへの支援など様々な分野の制度を交えながら継続的な相談支援を進めます。

養育費の確保と面会交流は、子どもの重要な権利であるため、確実な履行に向けた相談支援を進めます。

また、配偶者等からの暴力等様々な生活課題を抱える母子を母子生活支援施設へ保護し、安全で安心した生活が送れるよう、継続的なフォロー支援を進めます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
131	母子・父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭に対する総合的窓口として、生活一般、資格取得、就業、離婚問題などについての相談を受け、自立に必要な情報提供と支援を行います。	こども政策課
132	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の親の状況・ニーズに応じて個別に自立支援計画を策定し、関係機関とも連携しながら、きめ細やかな自立・就労支援を行います。	こども政策課
133	母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母が、職業能力の開発のための講座（国が対象と認める講座に限る）を受講する場合、受講料を補助し、就業を支援します。	こども政策課
134	母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父または母が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するために養成機関で受講する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するため、母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。	こども政策課
135	高卒認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくために受講費用の一部を支給しています。	こども政策課
136	ひとり親家庭医療費助成	18歳までの子どもの養育者の保険診療費の本人負担分を助成する制度で、大阪府の助成を受け、市が実施しています。	保険年金課
137	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談及び受け付けを行い、生活の安定を支援します。	こども政策課

No	事業名	事業の概要	担当課
138	養育費確保に向けた支援	ひとり親が適切に養育費を確保できるよう、「母子・父子自立支援員」による相談や、公正証書等作成費用助成、保証会社との養育費保証契約料助成を行います。	こども政策課
139	母子生活支援施設への入所	養育が十分にできない母と子が入所して生活支援を受ける、母子生活支援施設への入所保護を行います。	子育て応援課

個別施策21 快適な生活環境の確保

公園は、四季折々の緑や花を眺めながら、親子連れや子ども同士で体を動かしたり、ゆったり過ごすことができる重要な場所です。住まいに身近な遊び場となる公園の整備を進めます。

また、道路など公共空間のバリアフリー化の促進などにより、乳児の保護者が外出しやすい環境づくりを進めます。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
140	公園整備・公園管理事業	子どもや子育て世代が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、子どもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会の創出に資する公園の整備を進めます。	道路公園課
141	交通等バリアフリー基本構想推進事業	「富田林市交通等バリアフリー基本構想」に基づき、安全・安心・快適に移動できる環境整備を進めます。	都市計画課
142	道路のバリアフリー化の推進	道路の段差解消、誘導ブロックの設置などを計画的に進めます。	道路公園課
143	移動式ベビー休憩室の貸し出し	各種団体がイベントなどで利用するベビー休憩室用のテントとおむつ交換台の貸出を行います。	こども政策課

第8章 第2期子どもの貧困対策計画

1. 子どもの貧困をめぐる社会背景

いわゆる「貧困の連鎖」によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意のもと、平成26年に「子どもの貧困対策法」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が施行され、令和元年、令和6年と改正を重ねてきました。令和元年改正では、市町村計画の策定が努力義務化され、令和6年改正では、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されるとともに、並行して施行されるこども基本法とともに、施策の拡大を図る方向が示されています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、保護者への生活・就労支援、子どもの居場所づくりなど、子どものことを第一に考えた適切な支援に取り組むことが求められます。

2. 「子どもの生活に関する実態調査」の結果概要

令和5年7月に小学5年生・中学2年生の児童・生徒とその保護者を対象に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の概要は、以下のとおりです。

（1）困窮度

保護者調査の所得額の設問から、回答者の『困窮度』を区分すると、いわゆる『相対的貧困』と呼ばれる「困窮度Ⅰ」が16.0%、困窮度Ⅱが7.3%、困窮度Ⅲが27.2%、それ以外が49.5%でした。この計算では、可処分所得を世帯人員の平方根で割った「等価可処分所得」を用い、「困窮度Ⅰ」は中央値の50%未満が該当します。

なお、本調査は、世帯単位で保護者調査と小中学生本人の調査を実施しており、小中学生本人の調査と『困窮度』の相関もみることができます。

◆困窮度の分布◆

		該当者数	構成比 (富田林市)	構成比 (大阪府)
中央値以上	等価可処分所得が中央値以上	418	49.5%	50.5%
困窮度Ⅲ	等価可処分所得が中央値の60%以上100%未満	230	27.2%	28.5%
困窮度Ⅱ	等価可処分所得が中央値の50%以上60%未満	62	7.3%	5.1%
困窮度Ⅰ	等価可処分所得が中央値の50%未満	135	16.0%	15.9%
合計（当該設問の有効回答者数合計）		845	100.0%	100.0%

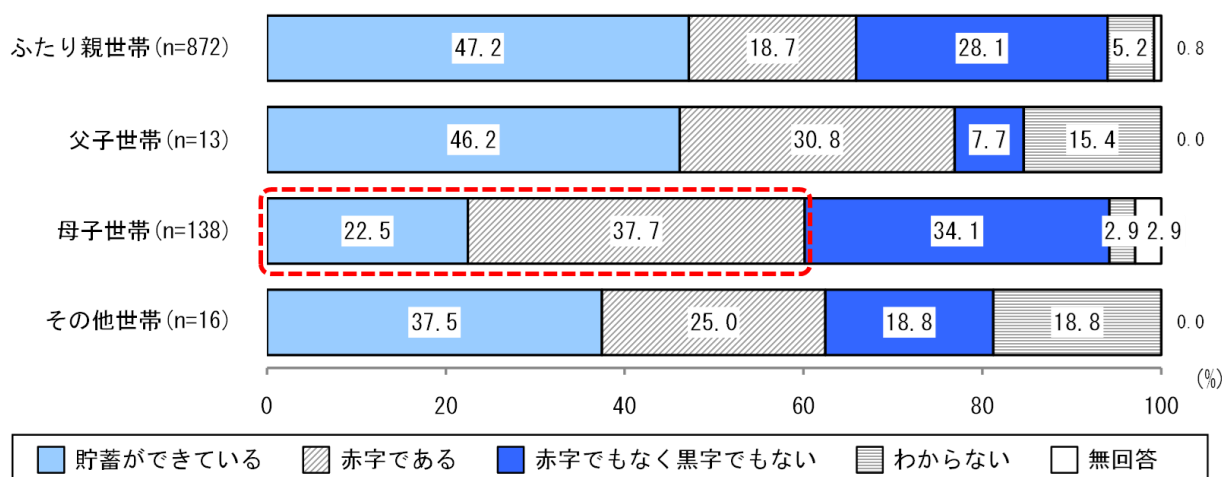
※富田林市の中央値は245万円（府は280万円）

※等価可処分所得とは、世帯の年間可処分所得（収入から直接税・社会保険料を除いたもの）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

(2) 世帯別にみた家計の状況【経済状況】

「貯蓄ができています」と回答した割合は、ふたり親世帯が47.2%なのに対して、父子世帯46.2%、母子世帯22.5%でした。母子世帯は「赤字」が37.7%と他世帯や府平均(36.0%)より高く、家計の状況が厳しい状況にあります。

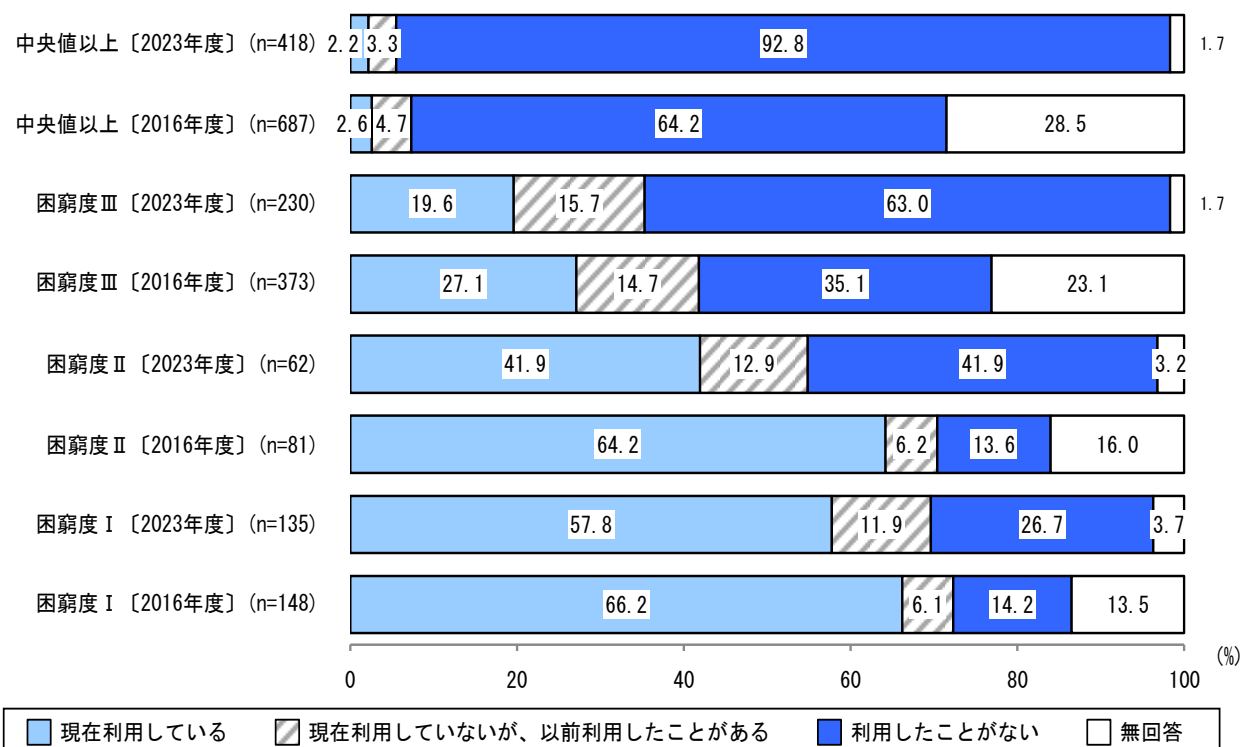
◆富田林市_世帯別にみた家計の状況◆



(3) 困窮度別にみた就学援助の利用状況 (2016年度調査比較)【家庭状況】

困窮度別に就学援助の利用状況を2016年度調査と比較すると、「現在利用している」と回答した割合は、いずれの困窮度も低下しています。一定層の貧困層に活用されていない可能性があります。

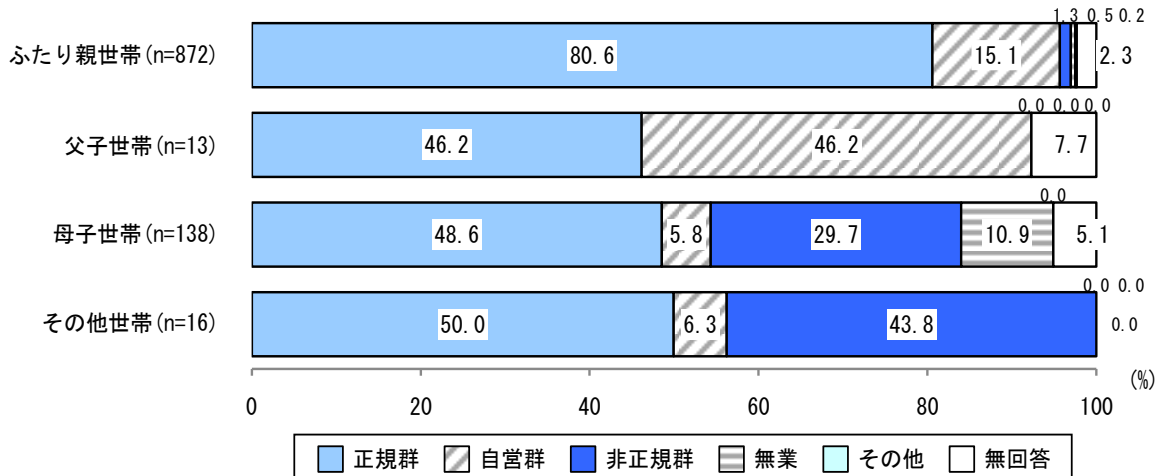
◆富田林市_世帯別にみた家計の状況◆



(4) 世帯構成別にみた就労状況【雇用】

「ふたり親世帯」では「正規群」の割合が80.6%ですが、「父子世帯」で46.2%、「母子世帯」では48.6%と低くなっています。また、「母子世帯」では、「非正規群」が29.7%、「無業」が10.9%と、他の群より極めて高い割合となっています。

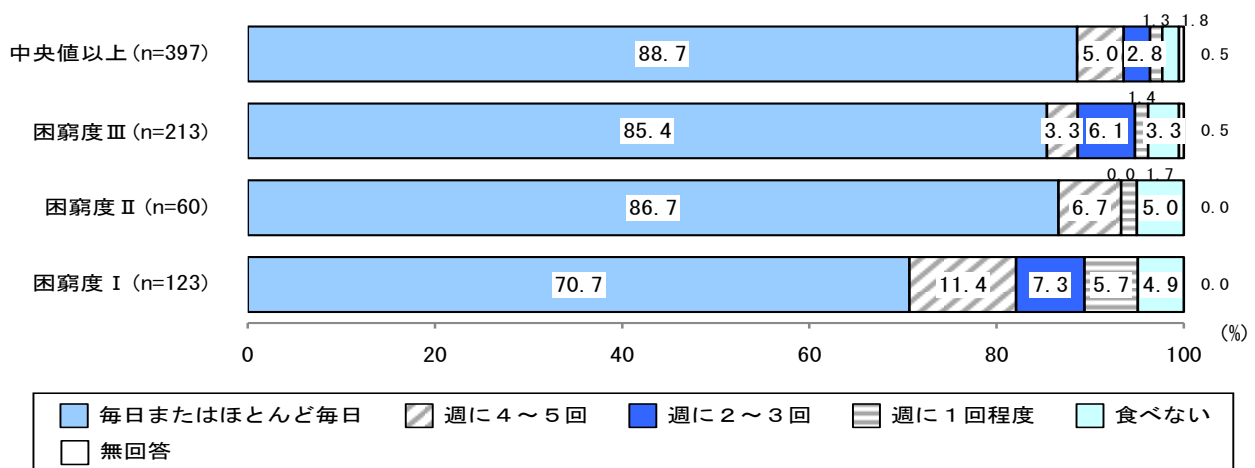
◆富田林市_世帯構成別にみた就労状況◆



(5) 困窮度別にみた朝食の頻度【健康】

朝食の頻度の「毎日またはほとんど毎日」については、困窮度Ⅰ群（70.7%）は中央値以上群（88.7%）と比べ、18ポイント低くなっています。食育の推進をはじめとする健康づくりの支援が課題となっています。

◆富田林市_困窮度別にみた朝食の頻度◆

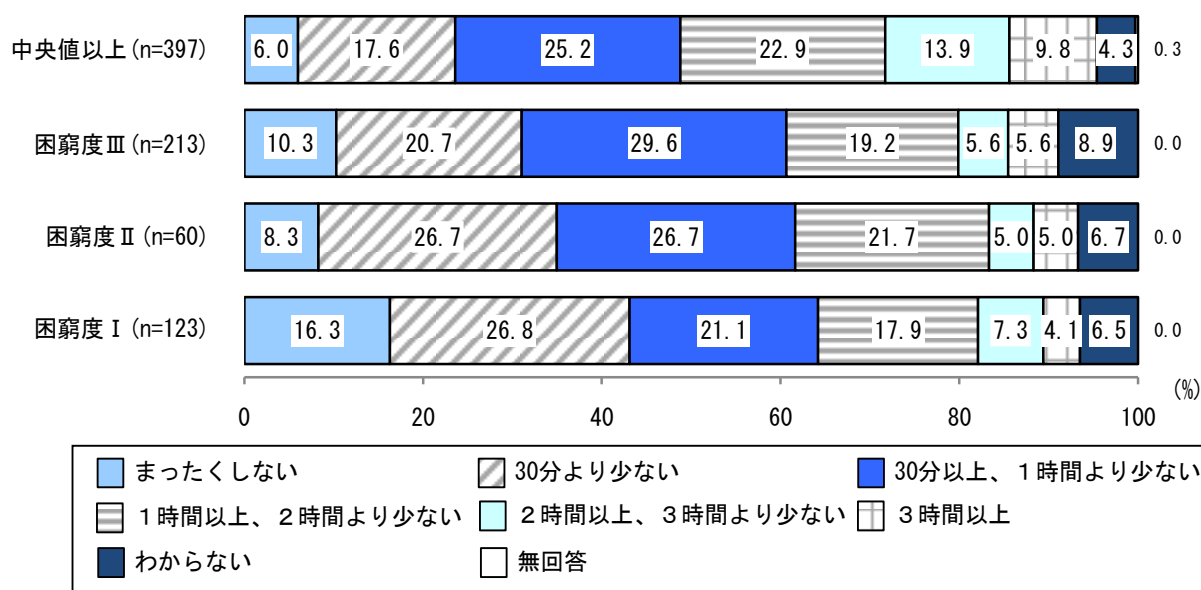


（６）困窮度別にみた家庭での勉強時間【学習】

「学校がある日の授業時間以外の勉強時間」と困窮度との相関をみると、困窮度が高い家庭ほど、勉強時間が短い傾向がみられます。

勉強は本人の努力が最も重要ですが、家庭環境による影響もあり、親世代の貧困が子どもの将来の希望を阻害しないよう、学校や地域においても可能な取り組みを進めることが望まれます。

◆富田林市_困窮度別にみた勉強時間◆



(7) ヤングケアラーの状況【対人関係】

小中学生本人への「学校がある日に家庭内でのお世話の時間」の設問から、『3時間以上お世話している』回答者を『ヤングケアラー』と推測すると、小学生では9.9%、中学生では1.8%が該当します。

なお、ここで言う『お世話』は、料理、食器洗い、洗濯、掃除などのほか、きょうだいの面倒をみることや見守り・話し相手なども含めて例示しており、『お世話』が長時間であることだけでは、必ずしも生活上の負担があるというわけではないことに留意する必要があります。

◆ヤングケアラーの状況◆

[小学5年生]

	該当者数 (富田林市)	構成比 (富田林市)	該当者数 (大阪府)	構成比 (大阪府)
お世話が3時間以上で、5時間よりは少ない	35	4.6%	482	2.1%
お世話が5時間以上で、7時間よりは少ない	19	2.5%	314	1.3%
お世話が7時間以上	21	2.8%	500	2.1%
〔再掲〕 お世話が3時間以上	75	9.9%	1,296	5.6%
回答者数合計	755	100.0%	23,289	100.0%

[中学2年生]

	該当者数 (富田林市)	構成比 (富田林市)	該当者数 (大阪府)	構成比 (大阪府)
お世話が3時間以上で、5時間よりは少ない	6	0.9%	267	1.3%
お世話が5時間以上で、7時間よりは少ない	3	0.5%	135	0.7%
お世話が7時間以上	3	0.5%	116	0.6%
〔再掲〕 お世話が3時間以上	12	1.8%	518	2.6%
回答者数合計	653	100.0%	19,990	100.0%

子どもの生活に関する実態調査_総 括

本調査により把握した課題をふまえ、富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向け、下記のような施策・事業の推進・検討に取り組みながら、効果的な貧困対策につなげます。

- ・ 食事の提供に加え、学習支援や様々な体験・交流ができ、子どもが自力で行ける居場所づくりを各小学校区で推進（全小学区内に子ども食堂の開設促進 など）
- ・ 年齢に応じて子どもの人権や生きる価値など人間尊重の理念から獲得できるような学びとその方法の導入（こどもの権利条例制定、こども会議の実施 など）
- ・ すべての子どもを視野に入れ、自然と話せるような場や人材を確保し、必要な支援につながるしくみなど、今までの縦割りとは違う支援のしくみの構築（こどもの権利救済機関の設置 など）

3. 施策の展開

（１）教育の支援

「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等が関係機関と連携し、困難な状況にある子どもたちを早期に発見し、支援につなげる体制強化に努めます。また、子どもの状況に応じた学習機会の提供や、子どもたちが様々な体験ができるような多様な活動の場を提供するなど、総合的に対策を推進します。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
1	児童・生徒のこころのケアの推進【再掲】	教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが、面会や電話・メールなどで悩みや不安を抱える児童生徒や保護者の相談を受け、問題解決に向けた支援を行います。	教育指導室
2	教育相談員の配置やすこやか教育電話相談	すこやか教育電話相談専用ダイヤルを設置するとともに教育相談員を配置し、児童生徒や保護者からの相談に応じることで、問題解決に向けた支援を行います。	教育指導室
3	子どもの学習支援事業【再掲】	福祉施策として、中学生などを対象に、大学生の学習支援サポーターによる学習サポート、勉強の悩み相談、参加者同士の交流会などを行います。	増進型地域福祉課

(2) 生活の支援

子どもとその保護者が社会的に孤立することがなく、また、安定した生活ができるよう、妊娠期から切れ目のない相談支援の充実を図るとともに、交流の機会確保や居場所づくりの支援など、総合的に対策を推進します。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
4	利用者支援事業【再掲】	「こども・子育て応援センター」や「地域子育て相談機関」の設置、「子育てコンシェルジュ」や「助産師」等各専門職が連携し、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。	子育て 応援課 こども 政策課 健康づく り推進課
5	重層的支援体制整備事業による「包括的な相談支援」【再掲】 新規掲載	制度のはざまの複合的な生活課題を抱える家庭に対し、分野横断的な多機関協働体制での相談支援や、継続的・伴走的な支援を行い、課題解決をめざします。	増進型地 域福祉課
6	コミュニティ・ソーシャル・ワーカー配置事業【再掲】	地域福祉の専門的な知識・技術を持つコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を市内3圏域に1名ずつ配置し、地域の支援が必要な家庭の見守りや相談支援を行います。	増進型地 域福祉課
7	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の経済的自立をめざし、ハローワークなど関係機関と自治体等が協力し、就労準備支援や家計改善支援など、自立に向けた支援を包括的にを行います。	増進型地 域福祉課
8	子ども食堂運営支援事業【再掲】	ボランティアが食事や居場所の提供を行う「子ども食堂」の運営を社会福祉協議会と連携して支援します。	こども 政策課
9	ヤングケアラー支援対策【再掲】 新規掲載	学校をはじめ、障がい福祉、医療等の関係機関が連携し、ヤングケアラーの実態把握と調整・継続的な支援を行うとともに、支援制度の周知を行います。	子育て 応援課 増進型地 域福祉課 教育 指導室

(3) 保護者に対する就労の支援

所得の増大はもちろんのこと、収入面のみならず、保護者が仕事と両立しながら子育てができ、また、家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境を確保するため、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワーク等と連携を行い、就労機会の確保や資格取得への支援を行います。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
10	母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母が、職業能力の開発のための講座（国が対象と認める講座に限る）を受講する場合、受講料を補助し、就業を支援します。	こども政策課
11	母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父または母が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するために養成機関で受講する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するため、母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。	こども政策課
12	雇用促進広域連携協議会における就労支援	6市町村による雇用促進広域連携協議会、ハローワーク、大阪府、商工会が合同就職面接会を共催し、就労支援を行います。	商工観光課
13	地域就労支援センターへのバックアップ	地域就労支援センターを運営し、働く意欲、希望がありながら、様々な理由により、就労に結びつかない方への就労相談・就労支援を行います。	商工観光課

(4) 経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活の安定のために、法律等に基づき、生活保護や各種手当の支給、医療費助成など様々な支援を組み合わせることで経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

No	事業名	事業の概要	担当課
14	就学援助費の支給【再掲】	経済的な理由で援助を希望する世帯に、学校で必要な学用品・給食・修学旅行など諸経費の一部を支給します。	教育指導室
15	低所得世帯への各種負担軽減の実施	未就学児の国民健康保険額の助成など、低所得の子育て世帯への各種負担軽減を行います。	保険年金課
16	養育費確保に向けた支援【再掲】	ひとり親が適切に養育費を確保できるよう、「母子・父子自立支援員」による相談や、公正証書等作成費用助成、保証会社との養育費保証契約料助成を行います。	こども政策課

4. 子どもの貧困対策に関する指標

本市においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する際の参考になる指標として、国の大綱に示された指標のうち、本市の数値が示せるものについては、子どもの貧困対策に関する指標として記載します。

また、その数値が示せないものについても、国・府の数値を参考にしながら対策を講じます。

◆子どもの貧困対策に関する指標◆

(1) 教育の支援

指標項目		単位	国指標 ※1	府指標 ※2	市指標		
					令和5年度 実績	担当課	
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		%	93.7	96.1	100.0	生活 支援課
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		%	4.1	3.8	17.3	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		%	36.0	43.8	30.4	
4	児童養護施設の子どもの進学率	中学校卒業後	%	95.8	100.0		
5		高等学校等 卒業後	%	30.8	32.9		
6	ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園等)		%	81.7			
7	ひとり親家庭の子どもの進学率	中学校卒業後	%	95.9			
8		高等学校等 卒業後	%	58.5			
9	全世帯の子どもの高等学校中退率		%	1.4	1.6		
10	全世帯の子どもの高等学校中退者数		人	48,594	3,897		
11	スクールソーシャルワーカーに よる対応実績のある学校の割合	小学校	%	50.9	23.4	100.0	教育 指導室
12		中学校	%	58.4	23.0	62.5	
13	スクールカウンセラーの配置率	小学校	%	67.6	100.0	12.5	
14		中学校	%	89.0	100.0	100.0	
15	就学援助制度に関する周知状況		%	65.6	72.1	100.0	
16	新入学児童生徒学用品費等の 入学前支給の実施状況	小学校	%	47.2	41.9	100.0	
17		中学校	%	56.8	65.1	100.0	
18	高等教育の修学支援新制度の利 用者数	大学	人	—	—	—	—
19		短期大学	人	—	—	—	—
20		高等専門学校	人	—	—	—	—
21		専門学校	人	—	—	—	—

※1 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月）より抜粋（次頁以降も同じ）

※2 第二次大阪府子どもの貧困対策計画（令和2年3月）より抜粋（次頁以降も同じ）

(2) 生活の安定に資するための支援 (生活の支援)

指標項目				単位	国指標 ※1	府指標 ※2	市指標	
							令和5年度 実績	出典
22	電気、ガス、水道 料金の未払い経験	ひとり親 世帯	電気料金	%	14.8			
			ガス料金	%	17.2			
			水道料金	%	13.8			
23		子どもが ある全世 帯	電気料金	%	5.3		小5 保護者 1.1 中2 保護者 1.5	子どもの 生活に関 する実態 調査 (R5)
			ガス料金	%	6.2			
			水道料金	%	5.3			
24	食料又は衣服が買 えない経験	ひとり親 世帯	食料	%	34.9			
			衣服	%	39.7			
25		子どもが ある全世 帯	食料	%	16.9			
			衣服	%	20.9			
26	子どもがある世帯 の世帯員で頼れる 人がいないと答え た人の割合	ひとり親 世帯	重要な事柄の相談	%	8.9			
			いざというときのお金の援助	%	25.9			
27		等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談	%	7.2			
			いざというときのお金の援助	%	20.4			

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(保護者に対する就労の支援)

指標項目			単位	国指標 ※1	府指標 ※2	市指標	
						令和5年度 実績	出典
28	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	%	80.8		小5・中2 母子家庭 84.1	子どもの 生活に関 する実態 調査 (R5)
29		父子世帯	%	88.1		小5・中2 父子家庭 92.4	
30	ひとり親家庭の親の正規の 職員・従業員の割合	母子世帯	%	44.4		小5・中2 母子家庭 48.6	
31		父子世帯	%	69.4		小5・中2 父子家庭 46.2	

(4) 経済的支援

指標項目			単位	国指標 ※1	府指標 ※2	市指標	
						令和5年度 実績	出典
32	子どもの貧困率	国民生活基礎 調査	%	13.9		小5・中 2保護者 (困窮度 I) 16.0	子どもの 生活に関 する実態 調査 (R5)
33		全国消費実態 調査	%	7.9			
34	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎 調査	%	50.8		母子家庭 34.1	
35		全国消費実態 調査	%	47.7		父子家庭 2.2	
36	ひとり親家庭のうち養育費につ いての取決めをしている割合	母子世帯	%	42.9			
37		父子世帯	%	20.8			
38	ひとり親家庭で養育費を受け取 っていない子どもの割合	母子世帯	%	69.8		小5 保護者 71.4	子どもの 生活に関 する実態 調査 (R5)
39		父子世帯	%	90.2		中2 保護者 70.0	

第9章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2. 庁内体制の整備

こども政策課を中心に、子育て支援に関わる関係部局が連携・協力できるように、庁内横断的な体制を構築し、様々な子育て支援に積極的に取り組みます。

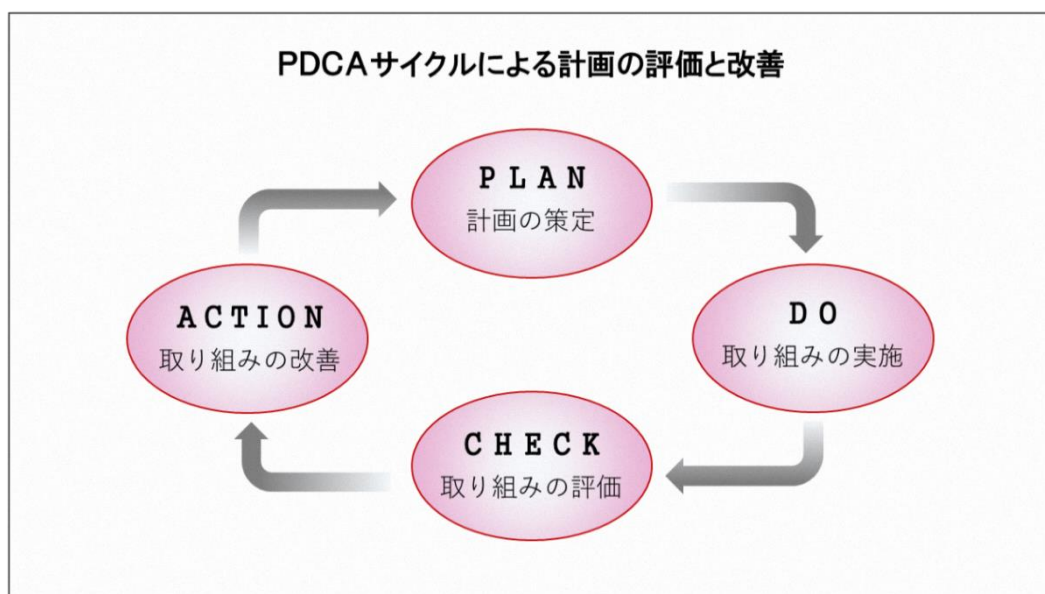
3. 地域における取り組みや活動の連携

保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、NPOやボランティア団体などの子育て支援団体の育成を図りながら、地域のあらゆる関係機関と連携して、社会全体で子どもの育ちを応援する地域環境整備に取り組みます。

また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画の理念や内容についての広報・啓発に努めます。

4. PDCAサイクルによる検証

PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取り組み状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげることとします。



資料

1. 富田林市子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日
条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、富田林市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 施策の充実及び見直しに関すること。
- (3) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、委員20人以内をもって組織し、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ当該議事に関する会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和5年条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 富田林市子ども・子育て会議 委員名簿

◎会長 ○副会長 (敬称略)

条例上の区分		氏名	所属等
1号	学識経験のある者	◎ 井上 美智子	大阪大谷大学教育学部教授
		峯 恭子	大阪大谷大学教育学部准教授
		○ 恒川 直樹	常磐会短期大学幼児教育科教授
2号	関係団体の推薦を受けた者	吉田 美代子	民生委員児童委員協議会
		福田 毅	富田林医師会
3号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	太田 純子 (令和6年5月27日まで)	市立保育園 (大伴保育園長)
		永田 真由 (令和6年5月28日から)	市立保育園 (富田林保育園長)
		塩野 義和 (令和6年5月27日まで)	市立幼稚園 (錦郡幼稚園長)
		大熊 浩 (令和6年5月28日から)	市立幼稚園 (富田林幼稚園長)
		山下 文博	市立小学校 (川西小学校長)
		大道 千春	私立保育園 (常德保育園長)
		竹田 和彦	私立幼稚園 (東金剛幼稚園長)
		森 理子	富田林子ども家庭センター
		廣崎 祥子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事
		岩井 聡子	NPO法人ネットワークすこやか 理事
4号	子どもの保護者	岡野 幸代	公募の市民
		松田 睦美	公募の市民
		北谷 綾乃	学童クラブ保護者
		北代 春賀	保育園保護者
		西井 亜理佳 (令和6年5月27日まで)	P T A連絡協議会 (幼稚園)
		辻 絵里奈 (令和6年5月28日から)	P T A連絡協議会 (幼稚園)

3. 計画策定の経緯

年	月日	内容
令和5年度	11月22日	令和5年度 第1回富田林市子ども・子育て会議 ・第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等について ・第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画の策定について
	2月7日	令和5年度 第2回富田林市子ども・子育て会議 ・第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査（案）について
	3月1日～ 3月20日	ニーズ調査の実施
令和6年度	5月28日	令和6年度 第1回富田林市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査の集計結果について
	8月19日	令和6年度 第2回富田林市子ども・子育て会議 ・第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等について ・第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画のニーズ量の推計結果と目標量の設定について
	11月19日	令和6年度 第3回富田林市子ども・子育て会議 ・第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
	1月6日～ 2月7日	パブリックコメントの実施
	2月18日	令和6年度 第4回富田林市子ども・子育て会議 ・第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画（案）について （パブリックコメント結果及び対応の報告） ・令和7年度子ども・子育て会議について

第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：富田林市

企画・編集 富田林市 こども未来部 こども政策課
〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1-1

電話：0721-25-1000（代表）

富田林市
こども
まんなか



富田林市は
こどもまんなか社会
の実現をめざします